

ドイツにおける 2014 年再生可能エネルギー法の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 再生可能エネルギー法の経緯

- 1 固定価格買取制度
- 2 再生可能エネルギーによる電力の市場統合の試み—直接販売—
- 3 賦課金の上昇

II 2014 年再生可能エネルギー法の概要

- 1 再生可能エネルギーによる発電の増強目標
- 2 再生可能エネルギーによる電力の市場統合
- 3 電力費用集約型事業者及び自家発電に対する賦課金軽減の見直し

おわりに

翻訳：2014 年再生可能エネルギー法（抄）

はじめに

ドイツにおいては、再生可能エネルギーによる発電を増やす努力が継続して行われ、電力総消費に占める再生可能エネルギーの割合を 2050 年に 80% とすることが目指されている。2013 年の電力総消費に占める再生可能エネルギーの割合は 25.4% であった⁽¹⁾。

ドイツにおける再生可能エネルギーの普及は、

再生可能エネルギー法に基づく、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度に負うところが大きい。しかし、近年、再生可能エネルギーによる発電の助成のために電力消費者が負担する賦課金の値上がりが著しく、制度を見直す必要性が認識されている。すなわち、制度が当初目的としていた隙間産業への助成という段階は終わり、再生可能エネルギーによる発電が定着してきた現段階では制度の修正が必要であるという認識⁽²⁾、さらに、賦課金の上昇を抑制しなければ、エネルギー転換（Energiewende）そのものが国民から受け入れられなくなるおそれがあるという認識である⁽³⁾。

このような背景から、再生可能エネルギーをできる限り電力市場に統合し、消費者の負担が過大となることを防ぎながらも、再生可能エネルギーによる発電を目標通りに増やしていくことを目的として、再生可能エネルギー法が 2014 年に全面改正された（以下「2014 年法」）⁽⁴⁾。同法は、2014 年 8 月 1 日から施行されている。

本稿では、第 I 章でこれまでの再生可能エネルギー法の経緯、第 II 章で 2014 年法の概要を紹介する。末尾に、2014 年法の翻訳を付す。

(1) Bundesministerium für Wirtschaft und Energie, *Erneuerbare Energien im Jahr 2013*, 2014, S.2. (<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/A/agee-stat-bericht-ee-2013,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>) なお、ドイツにおける 2013 年の総発電電力量に占める電源別の割合は、再生可能エネルギーが 23.9%、原子力が 15.4%、石炭が 45.2%、天然ガスが 10.5%、その他が 5% であった。BDEW Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft e.V., *Erneuerbare Energien und das EEG: Zahlen, Fakten, Grafiken (2014)*, 2014, S.16. ([https://www.bdew.de/internet.nsf/id/83C963F43062D3B9C1257C89003153BF/\\$file/Energie-Info_Erneuerbare%20Energien%20und%20das%20EEG%20\(2014\)_24.02.2014_final_Journalisten.pdf](https://www.bdew.de/internet.nsf/id/83C963F43062D3B9C1257C89003153BF/$file/Energie-Info_Erneuerbare%20Energien%20und%20das%20EEG%20(2014)_24.02.2014_final_Journalisten.pdf)) 以下、インターネット情報は、2014 年 10 月 15 日現在である。

(2) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll 18/33*, S.2698.

(3) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/1304*, S.88.

(4) Gesetz für den Ausbau erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz - EEG 2014) vom 21. Juli 2014 (BGBl. I S.1066).

I 再生可能エネルギー法の経緯

再生可能エネルギー法は、1991 年の電力供給法⁽⁵⁾を引き継いで 2000 年に制定された（正式名称「再生可能エネルギーの優先に関する法律」⁽⁶⁾）。同法は、2004 年（以下「2004 年法」⁽⁷⁾）及び 2008 年に全面改正された。2008 年に全面改正された再生可能エネルギー法は 2009 年 1 月 1 日から施行され（以下「2009 年法」⁽⁸⁾）、2012 年に再び大きく改正された（以下「2012 年法」⁽⁹⁾）。

再生可能エネルギー法第 1 条には、再生可能エネルギーによる発電の増強目標が定められている。この目標として、電力供給における再生可能エネルギーの割合を、2004 年法においては「2010 年までに 12.5% 以上、2020 年までに 20% 以上」とすること、2009 年法においては「2020 年までに 30% 以上」とすること、2012 年法においては、「2020 年までに 35% 以上、2030 年までに 50% 以上、2040 年までに 65% 以上、2050 年までに 80% 以上」とすることが掲げられており、同法により再生可能エネルギーによる発電が順調に増えていることがうかがえる。

本章では、最初に、再生可能エネルギー法の

中核である固定価格買取制度の概要を紹介し、同制度の運用から生じた問題として、再生可能エネルギーによる電力の市場統合及び賦課金の上昇について取り上げ、これがどのような法改正により対処されてきたかを紹介する。

1 固定価格買取制度

固定価格買取制度は、系統運用者に対し、再生可能エネルギーによる発電施設（以下「施設」）を優先的に送配電網（以下「系統」）に連系し、その電力を固定価格（以下「補償金額」）で買い取って、送電及び配電することを義務付けるものである。通常、補償金額は市場価格を上回っており、施設の運転開始時点で算定される補償金額が同一の施設に対して 20 年間支払われる。再生可能エネルギーへの早期投資を奨励するために、補償金額は年々逡減する。

系統運用者は、施設から買い取った電力を上位の送電系統運用者に転売し、送電系統運用者は、系統運用者が施設管理運営者に補償した金額を系統運用者に補償する義務を負う。送電系統運用者は、再生可能エネルギーによる電力を電力市場で販売しなければならず、補償のために必要な支出と再生可能エネルギーによる電力を市場で販売して得た収入との差額（以下「賦

(5) Gesetz über die Einspeisung von Strom aus erneuerbaren Energien in das öffentliche Netz (Stromeinspeisungsgesetz) vom 7. Dezember 1990 (BGBl. I S.2633).

(6) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz - EEG) vom 29. März 2000 (BGBl. I S.305).

(7) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien vom 21. Juli 2004 (BGBl. I S.1918). 電力供給法から 2000 年の再生可能エネルギー法の制定、2004 年法までの経緯については、渡邊齊志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法』no.225, 2005.8, pp.61-86 を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000402_po_022506.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

(8) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien vom 25. Oktober 2008 (BGBl. I S.2074). 同法については、山口和人「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法（2）—2009 年再生可能エネルギー法」『外国の立法』no.241, 2009.9, pp.101-132 を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000038_po_024105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

(9) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien vom 25. Oktober 2008 (BGBl. I. S.2074), in der Fassung von Art. 1 des Gesetzes zur Neuregelung des Rechtsrahmens für die Förderung der Stromerzeugung aus erneuerbaren Energien vom 28. Juli 2011 (BGBl. I S.1634). 2012 年法については、渡辺富久子「ドイツの 2012 年再生可能エネルギー法」『外国の立法』no.252, 2012.6, pp.80-136 を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3497220_po_02520007.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

課金」)を、最終消費者に電力を供給する電力供給事業者に対して要求することができる。電力供給事業者は、電力供給量の割合に従って賦課金を送電系統運用者に支払うが、賦課金は、最終的に消費者が負担する。この制度の概要を、図1に実線で示す。

消費者が消費電力1キロワット時につき支払う賦課金の額は、翌年に予想される電力市場価格、電力消費量、施設の増加等に基づいて、送電系統運用者により算定される⁽¹⁰⁾。送電系統運用者は、毎年10月15日に翌年の賦課金の額を公表する。

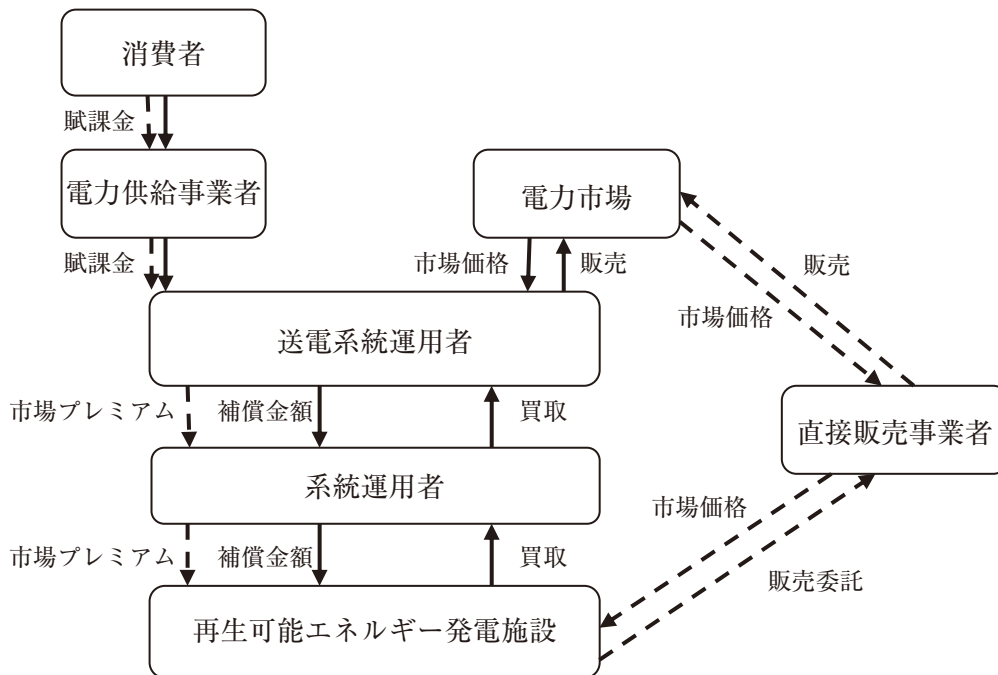
2 再生可能エネルギーによる電力の市場統合の試み—直接販売—

固定価格買取制度により再生可能エネルギー

による発電量が増えたため、連邦政府は、再生可能エネルギーによる電力の市場競争力を中長期的に高め、電力市場に統合することを目標とするようになった⁽¹¹⁾。このため、2009年法において直接販売(Direktvermarktung)という制度が設けられた⁽¹²⁾。それまでは、再生可能エネルギーによる電力は系統運用者により買い取られていたが、施設管理運営者は、自ら又は直接販売事業者に委託して、発電した電力を電力市場で販売することができるようになった。直接販売の場合、施設管理運営者は、系統運用者に対して補償金額を請求することはできない。

直接販売制度は2012年法によって拡充され、施設管理運営者は、電力市場で直接販売した電力について、市場プレミアム(Marktprämie)を系統運用者に対して要求することができるよ

図1 再生可能エネルギーによる電力の助成の仕組み



(注) 図は、再生可能エネルギーに係る契約及び金銭の流れを表す。
 実線は補償金額での買取の場合、破線は直接販売の場合を表す。
 出典：e-on, *Netzausbau in Bezug auf Regenerative Energien*, 2009, S.8等を参照して筆者作成。

(10) 連邦電気・ガス・通信・郵便・鉄道庁 (Bundesnetzagentur für Elektrizität, Gas, Telekommunikation, Post und Eisenbahn) (連邦ネットワーク庁) のウェブサイトを参照。〈http://www.bundesnetzagentur.de/cln_1422/DE/Sachgebiete/ElektrizitaetundGas/Verbraucher/Energielexikon/_functions/faq_Energielexikon-table.html〉

(11) Deutscher Bundestag, *Drucksache 16/9477*, S.24.

(12) 2009年法第17条。

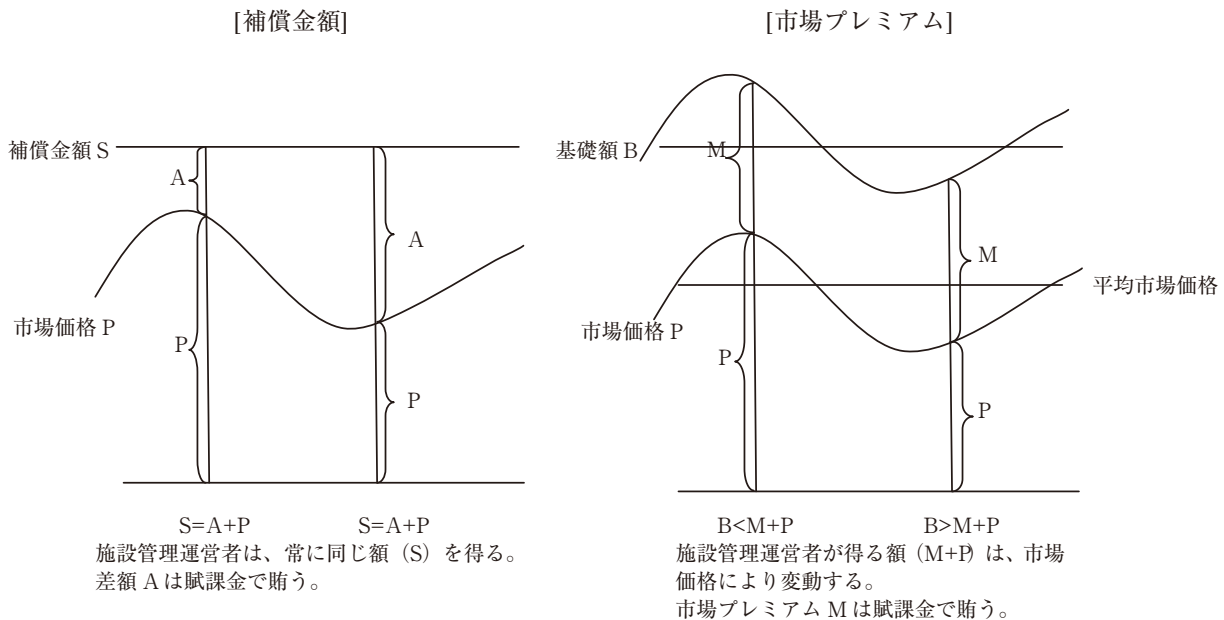
うになった。市場プレミアムとは、基礎額（固定価格買取制度であれば受け取ったであろう補償金額）と平均市場価格との差額である⁽¹³⁾。なお、市場プレミアムは、最終的には消費者が賦課金として負担する。補償金額と市場プレミアムの概念図を次の図2に掲げる。また、直接販売の場合の契約の流れを、図1の破線で示した。

直接販売制度においては、施設管理運営者は、電力に対する需要が大きく、電力価格が高いときに電力を販売するモチベーションを得る。反

対に、電力に余剰が生じており、電力価格が低いとき又は負の価格⁽¹⁴⁾が生じているときには、発電を控えるようになる⁽¹⁵⁾。

直接販売の利点は、施設管理運営者が電力市場における経験を積み、電力市場に対応した販売戦略を立てることにより、補償金額を受け取る場合に比べて、利益をより大きくするチャンスを持てることである。市場プレミアムの導入以降、再生可能エネルギーによる施設の半数以上が直接販売を行い、補償金額ではなく市場

図2 補償金額と市場プレミアムの概念図



出典：筆者作成。

(13) 市場プレミアムの詳細は、2012 年法附則 4 において定められた。計算に用いる平均市場価格は、発電量をコントロールすることができる電源については、一律に、電力市場の実際の平均電力価格である。陸上風力発電、洋上風力発電及び太陽光については、発電量をコントロールすることができないエネルギー源として、電源ごとに別途平均市場価格が算定される。市場プレミアムの額は、月ごとに算定される。

(14) 電力市場における負の価格は、例えば、風が強く、風力発電による電力供給が増え、電力需要の少ない日などに生じる。この場合には、発電事業者が、電力を購入して系統の負荷を軽減する電力購入者に対して、対価を支払わなければならない。Hintergrundinformationen zur Ausgleichsmechanismus-Ausführungsverordnung (AusglMechAV). <http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/DE/Sachgebiete/Energie/Unternehmen_Institutionen/ErneuerbareEnergien/EEG/AusgleichsmechanismusAusfVerordg/HintergrundNegativBoersenpreisepdf.pdf?__blob=publicationFile&v=2> ドイツとフランスの共同の電力取引所 (EPEX) においては、2012 年 12 月から 2013 年 12 月の間に、負の価格が生じたのは 97 時間であった。Negative Strompreise werden häufiger, Juni 2014. <<http://www.agora-energiewende.de/themen/strommarkt-versorgungssicherheit/detailansicht/article/negative-strompreise-werden-haeufiger/>>

(15) Marktprämie: Fast die Hälfte der erneuerbaren Energien ist bereits in den Strommarkt integriert, *Pressemitteilungen*, (110), 22. 7. 2013. 連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省ウェブサイト <<http://www.bmub.bund.de/presse/pressemitteilungen/pm/artikel/marktpraemie-fast-die-haelfte-der-erneuerbaren-energien-ist-bereits-in-den-strommarkt-integriert/>>

レミアムを請求するようになった。市場プレミアムを請求する施設は、特に、洋上風力発電施設の100%、陸上風力発電施設の約80%、バイオマス発電施設の約50%と、その割合が高くなっている⁽¹⁶⁾。

3 賦課金の上昇

再生可能エネルギーによる電力に対して保障される補償金額は20年間定額であるため、再生可能エネルギーが普及するにつれ、当面、その総額は増える一方である。賦課金額は、消費電力1キロワット時につき、2008年には1.16セント、2012年に3.59セント、2013年に5.28セント、2014年に6.24セントと上昇した。2014年の賦課金総額は、約238億ユーロに上る⁽¹⁷⁾。

消費者が負担する賦課金が増える要因の一つに、従来、自家発電を行う者には賦課金の支払いが免除され、また、電力集約的な製造業事業者には賦課金が軽減されているために、その分も他の消費者が賦課金を負担しているという事情がある。

賦課金の上昇を抑制するためにこれまでに採られてきた立法措置は、主に太陽光発電に対する補償金額を引き下げることであった。これは、太陽光発電のために必要な投資額が下がってきたために必要であり可能な措置であった⁽¹⁸⁾。

II 2014年再生可能エネルギー法の概要

ドイツでは、2013年9月に連邦議会議員選挙が行われ、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と自由民主党(FDP)との連立政権が終わり、2013年12月からCDU/CSUと社会民主党(SPD)の大連立政権に移行した⁽¹⁹⁾。新政権にとって、賦課金の上昇を抑制するための再生可能エネルギー法の改正は最重要課題であったため、新政権は、急いで2014年法を制定した。法律の正式名称は、「再生可能エネルギーの増強に関する法律」に変更された。法律は、第1章総則、第2章連系、引受け、送電及び配電、第3章助成、第4章調整機構、第5章透明性、第6章権利保護及び官庁の手続、第7章命令への授権、報告及び経過規定の全7章104か条により構成される。

本章では、2014年法の主要な規定のうち、①再生可能エネルギーによる発電の増強目標、②再生可能エネルギーによる電力の市場統合、③電力費用集約型事業者及び自家発電に対する賦課金軽減の見直しに関するものについて、その概要を紹介する⁽²⁰⁾。

1 再生可能エネルギーによる発電の増強目標

再生可能エネルギーによる発電の増強目標と

(16) BDEW Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft e.V., *op.cit.* (1), S.71ff. また、これまでの市場プレミアムの経験を評価するフラウンホーファー研究所の報告書がある。Marian Klobasa et al., *Nutzenwirkung der Marktprämie*, Working Paper Sustainability and Innovation, no. S 1/2013, 2013. <http://www.isi.fraunhofer.de/isi-wAssets/docs/e-x/working-papers-sustainability-and-innovation/WP01-2013_Working_Paper_Nutzenwirkung_1.pdf>

(17) 渡辺富久子「【ドイツ】2014年再生可能エネルギー法の制定」『外国の立法』no.260-2, 2014.8, p.10を参照。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716581_po_02600205.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(18) 渡辺富久子「【ドイツ】再生可能エネルギー法の改正」『外国の立法』no.245-2, 2010.11, pp.12-13 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050564_po_02450206.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>, 渡辺富久子「【ドイツ】太陽光発電の促進を見直す再生可能エネルギー法改正へ」『外国の立法』no.251-2, 2012.5, pp.12-13 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3491894_po_02510206.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(19) 新政権の下で、再生可能エネルギーの所管官庁は、次のように変更された。すなわち、それまでは、エネルギー分野については、電力と送電を旧連邦経済・技術省が所管し、再生可能エネルギーは旧連邦環境・自然保護・原子炉安全省が所管していたが、省庁再編が行われ、旧連邦経済・技術省が連邦経済・エネルギー省となり、再生可能エネルギーを含むエネルギー分野全般の所管官庁が連邦経済・エネルギー省となった。

(20) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/1304, 1891*を参照した。

して、電力の総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を 2050 年に 80% とする目標が掲げられた。そのために、この割合を 2025 年 40～45%、2035 年に 55～60% とすることが目指されている。(第 1 条。以下、単に条番号を掲げる場合には、2014 年法の条項を指す。)

さらに、電源ごとの増強目標が次のように定められた。①陸上風力発電施設の設備容量を毎年 2,500 メガワット純増する、②洋上風力発電施設の総設備容量⁽²¹⁾を 2020 年に 6,500 メガワットに、更に 2030 年に 15,000 メガワットに増やす、③太陽光発電施設の設備容量を毎年 2,500 メガワット増やす、④バイオマス発電施設の設備容量を毎年 100 メガワットまで増やす(第 3 条)⁽²²⁾。この際には、費用面で有利な技術に、より重点が置かれる(第 2 条第 3 項)⁽²³⁾。

2 再生可能エネルギーによる電力の市場統合

再生可能エネルギーによる電力の電力供給システムへの統合の原則、すなわち、電力市場及び電力システムへの統合の原則が新たに定められた(第 2 条第 1 項)。

市場統合の目的のためには、再生可能エネルギーによる電力は、原則として電力市場で直接販売されなければならない(第 2 条第 2 項)。

具体的には、2014 年 8 月 1 日以降に運転を開始する発電施設で、設備容量が 500 キロワット超のもの、2016 年 1 月 1 日以降に運転を開始する発電施設で、設備容量が 100 キロワット超のものは、電力を直接販売しなければならない⁽²⁴⁾。

このため、再生可能エネルギーによる電力の系統運用者による「買取り義務」(2012 年法第 8 条)は、2014 年法により、「物理的な引受け義務」と変更された(第 11 条)。

また、従来の再生可能エネルギー法においては、固定価格買取制度による補償に関する規定が中心であったが、2014 年法では、「再生可能エネルギーによる電力の助成 (Förderung)」(第 3 章)の下に、市場プレミアム及び補償金額が位置づけられた(第 19 条)。

市場プレミアム及び補償金額の算定のためには、電源ごとに基礎額(セント /1 キロワット時)が定められている(第 40 条～第 51 条)⁽²⁵⁾。基礎額は、電源ごとの増強目標をも考慮しながら、毎年(水力、地熱、洋上風力等)、毎四半期(バイオマス及び陸上風力)又は毎月(太陽光)逡減する(第 27 条～第 31 条)。基礎額には、市場プレミアム請求の条件である電力の直接販売に必要な経費も含まれている。そのため、基礎額が補償金額の算定に用いられる場合には、水

(21) 設備容量とは、施設が、時間の制限なしに規定どおりの運転を行った際に、短時間の僅少な偏差は考慮せず、技術的に得ることができる有効電力をいう(第 5 条第 22 号)。

(22) 陸上風力発電施設の設備容量の増強目標は「純増」とされているが、これは、1 年間に増加した設備容量から当該年に運転を終了した施設の設備容量を引いた値である。それに対して、太陽光発電施設及びバイオマス発電施設の場合には、1 年間に増加した設備容量のみを考慮する。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1304, S.111. この規定によれば、古い陸上風力発電施設を、性能のよい施設に更新した場合、設備容量の純増分のみが考慮されるため、年間に増やすことのできる設備容量の余地が大きくなる。„Doch mehr Windkraft,“ *Frankfurter Rundschau*, 2. April 2014, S.4.

(23) バイオマス発電は、風力発電や太陽光発電に比べて費用がかかるため、増強目標が抑えられている。また、設備容量が 100 キロワットを超えるバイオマス発電施設においては、当該設備容量の 50% に相当する電力についてのみ、市場プレミアムを請求することができる(第 47 条)。風力や太陽光が天候に左右されて発電量が落ちたときにバイオマスによる電力を市場で販売することが期待されており、その分フレキシブルな設備容量の用意に対する助成(フレキシビリティ加算金)を請求することができる(第 53 条)。

(24) 第 37 条に、今後も特例として供給補償を請求することのできる小規模施設が定められている。当該小規模施設に該当しない施設は、発電した電力を直接販売しなければならない。

(25) 従来は、補償金額が定められ、それが市場プレミアムの基礎額とされていた。2014 年法では、補償金額と市場プレミアムに共通の基礎額が定められた。

力、バイオマス、地熱等の場合には、1キロワット時あたりの基礎額から0.2セントが減じられ、風力及び太陽光の場合には、1キロワット時あたりの基礎額から0.4セントが減じられる（第37条第3項）。

この助成制度は、2017年までに、入札により助成金額を決定する制度に移行するものとされている（第2条第5項）。そのため、最初に、平地の太陽光発電施設からの電力について、入札で助成金額を決定する経験を蓄積し（第55条）、その結果を踏まえて（第99条）、2017年以降、入札制度が本格的に導入される。平地の太陽光発電施設からの電力の助成金額の入札については、別途法規命令によりその詳細が定められる（第88条）⁽²⁶⁾。

3 電力費用集約型事業者及び自家発電に対する賦課金軽減の見直し

2014年法では、消費者1人あたりの賦課金

の上昇を抑制するために、電力費用集約型事業者に対する賦課金軽減の規定及び自家発電に対する賦課金免除の規定が見直され、賦課金を支払う義務を負う者の数が増えた。その概要は、次のとおりである。

①電力費用集約型事業者（第64条）

賦課金軽減の対象となる事業者は、2012年法では「電力集約的な製造業事業者」であったが、2014年法では「電力費用集約型事業者」となった。電力費用集約型事業者として対象となる業種は、2014年法附則4のリスト1及び2⁽²⁷⁾に掲げられた219の業種である。

電力費用集約型事業者は、その国際競争力を維持できる範囲で、賦課金の負担をするものとされている。他の消費者の負担が過大とならないよう、2014年法により、電力費用集約型事業者の賦課金の支払義務はこれまでより強化された。

電力費用集約型事業者の賦課金軽減の要件は、表1のとおりである。

表1 電力費用集約型事業者の賦課金軽減の要件

	2012年法	2014年法	
		附則4リスト1	附則4リスト2
消費電力	1ギガワット時以上	1ギガワット時超	
粗付加価値に対する電力費用の割合	14%以上	16%以上(2015年) 17%以上(2016年以降)	20%以上
エネルギー効率化措置	エネルギーの消費及びその削減の可能性の調査及び評価	エネルギーマネジメントシステム又は環境管理監査システムの実施(消費電力が5ギガワット時未満の事業者にあつてはエネルギー効率改善のための他のシステムの実施)	

出典：筆者作成。

(26) 第88条(平地の太陽光施設の助成金額の入札に係る法規命令)は、法規命令で定めるべき事項を掲げている。

(27) 附則4には、電力費用集約性及び貿易集約性に鑑みて、100%の賦課金を課すと国際競争力が脅かされる219の業種が掲げられている。附則4のリスト1及び2は、欧州委員会が2014年6月に制定した「2014～2020年の環境・エネルギー関連の国家補助金に関するガイドライン」の附則3及び5に対応している。Leitlinien für staatliche Umweltschutz- und Energiebeihilfen 2014-2020 (2014/C 200/01)。当該ガイドラインについては、有馬純「欧州環境エネルギー補助金ガイドライン見直しをめぐって」を参照。〈<http://ieei.or.jp/wp-content/uploads/2014/06/40ddb33a9999edcf1102c70f136f650c1.pdf>〉「ガイドライン」の附則3には、再生可能エネルギーの助成のための賦課金支払いの免除を請求することができる業種が掲げられている。これには、石炭採掘業や採塩業等が含まれている。「ガイドライン」の附則5には、貿易集約性が4%以上の業種が掲げられている。これには、採油業や鉄鉱石採掘業等が含まれている。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1891, S.215.

表 2 電力費用集約型事業者の賦課金軽減

電力消費	2012 年法による 軽減後の賦課金	2014 年法による 軽減後の賦課金
1 ギガワット時以下	軽減なし	軽減なし
1 ギガワット時超 10 ギガワット時以下	通常の賦課金の 10%	通常の賦課金の 15%
10 ギガワット時超 100 ギガワット時以下	通常の賦課金の 1%	通常の賦課金の 15%
100 ギガワット時超	0.05 セント / キロワット時	通常の賦課金の 15%

出典：Zacharias & Demmer, *Grundlagen zur Begrenzung der EEG-Umlage nach dem EEG 2014*, 2014, S.4
 〈<http://www.zacharias-demmer.de/downloads/eeg.pdf>〉を参照して筆者作成。

また、電力費用集約型事業者の賦課金軽減は、表 2 のとおりである。

さらに、電力費用集約型事業者が支払わなければならない賦課金は、当該事業者の粗付加価値に対する電力費用の割合が 20% 以上の場合には、直近 3 事業年度の平均の粗付加価値の 0.5% まで、当該割合が 20% 未満である場合には、直近 3 事業年度の平均の粗付加価値の 4% までに軽減される。ただし、附則 4 第 130 号（アルミニウム製造加工業）、第 131 号（鉛、亜鉛及び錫製造加工業）又は第 132 号（銅製造加工業）の部門に分類される事業者の賦課金は 0.05 セント / 1 キロワット時を、それ以外の事業者の賦課金は 1 セント / 1 キロワット時を下回ってはならない。

なお、第 64 条にいう粗付加価値は、事業者の要素費用表示の粗付加価値⁽²⁸⁾で、派遣労働者の人件費をも加えたものである。

これまで賦課金を軽減されてきたが、2014

年法の規定により賦課金を軽減されなくなる事業者には、苛酷緩和措置がとられる（第 103 条第 4 項⁽²⁹⁾）。

②自家発電（第 61 条）

自家発電については賦課金の支払いが免除されてきたため、自家発電を行う事業者等が増え、その他の消費者の負担が大きくなっていった。2014 年法により、自家発電した電力の消費についても、賦課金を支払わなければならなくなった。その賦課金は、表 3 のとおりである。なお、従来から賦課金を免除されている自家発電施設は、今後も賦課金を免除される⁽³⁰⁾。

おわりに

ドイツの再生可能エネルギー法は必要に応じて度々改正されるが、2014 年法もその改正の一つに過ぎない。2014 年法は、固定価格買取制度から、施設管理運営者が発電した電力を電

(28) 付加価値とは、一般的に「個別企業が社会経済の生産及び分配に対して寄与した額」であり、売上高などの総収益から材料費などを控除した額である。付加価値の算定に際して減価償却費を控除していないものが粗付加価値である。『会計学辞典』第 5 版、改訂増補版、同文館、2001, pp.1069-1070 を参照。要素費用表示の粗付加価値は、粗付加価値から間接税を控除し、補助金を加えた額である。Statistisches Bundesamt, *Ermittlung der Bruttowertschöpfung*, 2007 を参照。〈http://www.bafa.de/bafa/de/energie/besondere_ausgleichsregelung_eeg/publikationen/stabua/energie_eeg_bruttowertschoepfung.pdf〉

(29) 第 103 条第 4 項によれば、2014 年 7 月 31 日現在で賦課金軽減の決定を受けていた事業者で、2014 年法附則 4 に掲げる部門に分類されないもの又は附則 4 のリスト 2 に掲げる部門に分類されるが電力費用集約性（直近 3 事業年度の平均の粗付加価値に対する電力費用の割合）が 20% 未満であるものが、電力費用集約性が 14% 以上であったことを証明する場合には、その消費電力の 1 ギガワット時を超える部分について、賦課金が通常の 20% に軽減される。

(30) 既存施設については賦課金を免除する旨の規定（第 61 条第 3 項及び第 4 項）は、2017 年までに連邦政府により検証され、改正される（第 98 条第 3 項）。

表3 自家発電の賦課金

自家発電施設		2014年法による賦課金
再生可能エネルギーによる発電施設		2014年8月から2015年まで：通常の賦課金の30%、2016年：通常の賦課金の35%、2017年以降：通常の賦課金の40%
その他の発電施設		軽減なし
エネルギー源を問わず	設備容量10キロワット以下の施設	賦課金免除（消費電力10メガワット時以内）
	発電所の電力消費、系統に連系されていない又は再生可能エネルギー法に基づく助成を受けない自家発電施設	賦課金免除

出典：連邦経済省ウェブサイト〈<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Energie/Erneuerbare-Energien/eeg-reform,did=617412.html>〉を参照して筆者作成。

力市場で直接販売する制度へと大きく舵を切っており、2017年以降の入札制度への移行に繋げようとするものであり、2017年までに再び大きく改正されることが予定されている。

再生可能エネルギーによる電力の補償金額での買取りが縮小され、電力市場での販売が義務付けられたことにより、今後は、再生可能エネルギーによる発電も大規模な形態のものが中心となるであろうという予想もある⁽³¹⁾。

また、2014年法制定の主な目標の一つは賦課金の上昇の抑制であったが、2014年10月15日に送電系統運用者により発表された2015年の賦課金は6.17セントであった。賦課金の額は、2014年の6.24セントから若干下がったことに

なる。賦課金の額が前年を下回るのは、2000年に賦課金が導入されて以来、初めてのことであった。これは、2014年の賦課金を高く見積もりすぎ、再生可能エネルギー助成のための財政に余裕があったことが主因とされている⁽³²⁾。

ドイツにおいては、法律で定める目標に従って、再生可能エネルギーによる発電を更に増やしていくと思われるが⁽³³⁾、費用負担の問題のみならず、送電線の整備⁽³⁴⁾や従来型発電所の維持⁽³⁵⁾等、これに伴う様々な課題も指摘されている。エネルギー供給システム全体を転換するというドイツの挑戦は今後も注目される。

(わたなべ ふくこ)

(31) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll 18/33*, S.2711f.

(32) „EEG-Umlage könnte 2015 erstmals sinken,“ *Handelsblatt*, 5. September 2014. 〈<http://www.handelsblatt.com/politik/deutschland/oekostromausbau-eeg-umlage-koennte-2015-erstmals-sinken/10661286.html>〉

(33) Geplanter Zubau Erneuerbarer Energien. 連邦経済・エネルギー省ウェブサイトを参照。〈<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Energie/Erneuerbare-Energien/eeg-reform,did=623088.html>〉

(34) „Ende eines „Ungetüms“,“ *Süddeutsche Zeitung*, 31. Juli 2014, S.5. 北ドイツの大規模洋上風力発電による電力を電力消費の多い南ドイツに運ぶために、3,600キロメートルの超高圧送電線を新規に建設する計画があるが、住民の反対運動により計画どおり進んでいない。

(35) „Stromkonzerne ziehen den Stecker,“ *Handelsblatt*, 15./16./17. August 2014, S.18. 特に太陽光や風力による発電は、天候に左右されるため、従来型発電所も予備的に維持する必要があるとされている。

2014年再生可能エネルギー法（抄）

Gesetz für den Ausbau erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz – EEG 2014)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子 訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 連系、[電力の]引受け、送電及び配電（第8条～第18条）
- 第3章 助成（第19条～第55条）
- 第4章 調整機構（第56条～第69条）
- 第5章 透明性（第70条～第80条）（略）
- 第6章 権利保護及び官庁の手続（第81条～第87条）（略）
- 第7章 命令への授権、報告及び経過規定（第88条～第104条）
- 附則1 市場プレミアムの額（第34条関連）（略）
- 附則2 基準発電量（第49条関連）（略）
- 附則3 フレキシビリティ・プレミアムの要件及び額（第54条関連）（略）
- 附則4 電力費用集約型又は貿易集約型の業種（第64条及び第103条関連）（略）

第1章 総則

第1条 法律の目的及び目標

- (1) この法律は、特に気候及び環境の保護のため、エネルギー供給の持続的な発展を可能にし、長期的な外部効果を内部化しつつ⁽¹⁾エネルギー供給の国民経済上の費用を削減し、化石燃料資源を温存し、かつ再生可能エネルギーによる発電のための技術の一層の発展を促進することを目的とする。
- (2) 第1項の目的を達成するため、この法律は、電力総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を継続的に、かつ、費用効率的に引き上げ、2050年までに80%以上とすることを目標とする。このために、この割合を次の各号に掲げるとおりに引き上げるものとする。
 1. 2025年までに40%～45%[の範囲]
 2. 2035年までに55%～60%[の範囲]
- (3) 第2項第2文第1号に規定する目標は、2020年までに最終エネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を18%以上に引き上げる目標にも資する⁽²⁾。

* Gesetz für den Ausbau erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz – EEG 2014) vom 21. Juli 2014 (BGBl. I S.1066), das durch Artikel 4 des Gesetzes vom 22. Juli 2014 (BGBl. I S.1218) geändert worden ist. 正式名称は、再生可能エネルギーの増強に関する法律という。以下、原注としていない注は、すべて訳者注である。原注は、末尾に掲載する。訳文中[]内の語句は、訳者が補ったものである。制度の枠組みとなる規定を中心に訳出し、手続的な規定及び2012年法から大きく変更のない規定を割愛した。

- (1) 外部効果とは、ある経済主体の活動がほかの経済主体の状態に及ぼす影響のことであり、このような効果のうち好ましくない効果を外部不経済という。外部不経済の内部化とは、外部不経済の発生者が外部不経済による損害を生産費の一部として認識して、私的費用と社会的費用を一致させることをいう。吉村進編著『環境大事典』日刊工業新聞社、2003、pp.103-104を参照。
- (2) この項で定める目標は、電力、熱及び輸送燃料を含むエネルギー全体の消費量に占める再生可能エネルギーの割合である。これは、EU指令2009/28/EC第3条第1項の規定により、ドイツが達成しなければならない目標である。

第2条 法律の原則

- (1) 再生可能エネルギー又は坑内ガス⁽³⁾による電力は、電力供給システムに統合するものとする。再生可能エネルギーの市場統合及び系統統合を改善し、これによりエネルギー供給システム全体を転換するものとする。
- (2) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力は、市場統合の目的のために、[電力市場で]直接販売するものとする。
- (3) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の助成は、費用面で有利な技術に、より重点を置くものとする。その際、中長期的な費用見通しを考慮しなければならない。
- (4) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の助成のための費用は、原因者負担原則及びエネルギー産業全体の観点を取り入れて⁽⁴⁾、適切に分担して負担するものとする。
- (5) 遅くとも2017年までに、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の助成金額を入札により決定する制度に移行するものとする。この目的のために、最初に、平地[の太陽光発電]施設からの電力について、助成金額を競争入札により決定する経験を蓄積する。入札制度への移行に際しては、再生可能エネルギーにより発電を行う関係者の多様性を維持するものとする。
- (6) 第5項に規定する入札は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、毎年の新規設

備容量の5%以上について、欧州に開放して行うものとする。

1. 再生可能エネルギーの利用を促進し、並びに指令2001/77/EC及び2003/30/ECを改正し及びその後に廃止するための2009年4月23日の欧州議会及び理事会の指令2009/28/EC (OJ L140, 5.6.2009, p.16) 第5条から第8条まで及び第11条にいう協力措置を実施する国際協定が締結されていること。
2. 相互性の原則に基づいて助成を行うこと。
3. 電力の物理的な輸入を証明することができること。

第3条 [再生可能エネルギーによる発電の] 増強工程

第1条第2項第2文に規定する目標は、次の各号に掲げる工程により達成するものとする。

1. 陸上風力発電施設の設備容量を毎年2,500メガワット(ネット⁽⁵⁾)増やすこと。
2. 洋上風力発電施設の総設備容量を2020年に6,500メガワットに及び2030年に15,000メガワットに増やすこと。
3. 太陽光発電施設の設備容量を毎年2,500メガワット(グロス)増やすこと。
4. バイオマス発電施設の設備容量を毎年100メガワット(グロス)まで増やすこと。

(3) 坑内ガスとは、石炭採掘時に坑道中に放出されるメタンガス等で、石炭に含まれていたものをいう。日本エネルギー学会編『エネルギーの事典』朝倉書店、2009、pp.85-86。法案理由書では、坑内ガスを未使用のまま大気中に放出せず、エネルギーとして利用することで、地球温暖化に対する影響を少なくできると説明されている。Deutscher Bundestag, Drucksache 14/2776, S.21.

(4) 再生可能エネルギーによる発電を助成するための費用負担の原則は、当初は、従来型発電が環境に与える影響を考慮した原因者負担のみであった。しかし、再生可能エネルギーによる発電が増えてエネルギー供給体制が分散型となり、自家発電を行う者も増えたことから、エネルギー産業全体でこのための費用を分担して負担していこうとする趣旨である。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1304, S.109f.

(5) 陸上風力発電施設の設備容量の増強目標は「純増(ネット)」で考慮されるが、これは、1年間に増加した設備容量から当該年に運転を終了した施設の設備容量を引いた値である。それに対して、太陽光発電施設及びバイオマス発電施設の場合には、1年間に増加した設備容量のみ(グロス)を考慮する。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1304, S.111.

第4条 適用範囲

この法律は、ドイツの排他的経済水域を含む連邦領域における発電施設に対して適用される。

第5条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 施設 再生可能エネルギー又は坑内ガスにより発電するための設備をいう。専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスに由来するエネルギーを中間的に蓄積し、電力エネルギーに変換する設備もまた、施設とみなす。
2. 施設管理運営者 所有権の有無にかかわらず、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる発電施設を利用する者をいう。
3. 入札 助成金額を決定するための客観的、透明及び無差別の競争による手続をいう。
4. 施設の平均出力 1暦年の総発電量（キロワット時）を1年の総時間数から施設の最初の再生可能エネルギー又は坑内ガスによる発電前及び最終的な運転終了後の時間数を減じた時間数で除した商をいう。
5. 電力需給調整グループ エネルギー事業法第3条第10a号⁽⁶⁾に規定する電力需給調整グループをいう。
6. 電力需給調整グループ契約 電力系統接続令第26条第1項⁽⁷⁾に規定する契約をいう。
7. バイオガス バイオマスを嫌気性発酵させることによって得られるガスをいう。
8. バイオメタン バイオガスその他の気体バイオマスで、処理後に天然ガス系統へ供

給されるものをいう。

9. 直接販売 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の第三者への譲渡をいう。ただし、電力が施設に近接した場所で消費され、かつ、系統を通じて供給されない場合を除く。
10. 直接販売事業者 再生可能エネルギー若しくは坑内ガスによる電力の直接販売を施設管理運営者により委託された者、又は再生可能エネルギー若しくは坑内ガスによる電力を商業的に買い取る者であって、当該電力の最終消費者若しくは系統運用者でないものをいう。
11. エネルギーマネジメントシステム又は環境管理監査システム 2011年12月発行の規格 DIN EN ISO50001（原注1）の要件を満たすシステム又はEU環境管理監査システムへの組織の自発的参加に関して定め、併せて規則（EC）No.761/2001並びに欧州委員会の決議2001/681/EC及び2006/193/ECを廃止するための2009年11月25日の欧州議会及び理事会の規則（EC）No.1221/2009（OJ L342, 22.12.2009, p.1）に定めるシステムをいう。
12. 自家消費 自然人又は法人が発電施設を自ら営み、電力が系統を通じて供給されない場合において、この者が発電施設に近接した場所で消費する電力の消費をいう。
13. 電力供給事業者 最終消費者に対して電力を供給する自然人又は法人をいう。
14. 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギーをいう。

(6) エネルギー事業法第3条第10a号は、「電力需給調整グループ（Bilanzkreis）」を、電力の需要と供給のインバランスを調整するために、電力の規制区域内の供給者と購入者をまとめたグループと定義している。電力の需給調整の仕組みについては、古澤健・岡田健司・後藤美香「ドイツ・イギリスの需給調整メカニズムの動向と課題—受給調整能力の確保と費用決済—」『電力中央研究所報告』no.13018, 2014.4を参照。

(7) 電力系統接続令第26条第1項は、「電力需給調整グループ契約（Bilanzkreisvertrag）」を、電力需給調整グループの責任者と送電系統運用者との間で、電力需給調整グループの管理、運営及び清算に関して締結される契約と定義している。

- a) 波力エネルギー、潮汐エネルギー、海洋濃度差エネルギー及び海流エネルギーを含む水力エネルギー
 - b) 風力エネルギー
 - c) 太陽光エネルギー
 - d) 地熱エネルギー
 - e) バイオガス、バイオメタン、廃棄物ガス、汚泥ガスを含むバイオマスから生産されたエネルギー並びに家庭廃棄物及び産業廃棄物の生分解可能な部分から生産されたエネルギー
15. 助成 第 19 条又は第 52 条の規定による施設管理運営者の請求に基づき、系統運用者が施設管理運営者に対して行う金銭の支払いをいう。
16. 平地施設 建物又は太陽光発電以外の目的を優先した他の建造施設の中、これに接して又はその上に設置されていない太陽光発電施設をいう。
17. 建物 屋蓋を有する独立して使用可能な建造施設であって、人が立ち入ることができ、かつ、人、動物又は物の保護を優先的な用途とするものをいう。
18. 発電機 力学的エネルギー、化学エネルギー、熱エネルギー又は電磁エネルギーを直接電気エネルギーに変換する技術的装置をいう。
19. 家畜ふん尿 指令 2010/63/EU (OJ L276, 20.10.2010, p.33) により改正された非食用の畜産副産物に関する衛生規則を定

- め、併せて規則 (EC) No.1774/2002 を廃止する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No.1069/2009 (OJ L300, 14.11.2009, p.1) において家畜ふん尿と定める物質をいう。
20. 電力源証明書 エネルギー事業法第 42 条第 1 項第 1 号⁽⁸⁾に規定する電力表示において、供給電力に占める一定割合又は一定量が再生可能エネルギーによることを最終消費者に対して証明する電子的文書をいう⁽⁹⁾。
21. 運転開始 施設の技術的な運転準備を整えた後に、専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスを用いて施設を最初に運転することをいう。技術的な運転準備は、施設が恒常的な運転のために予定された場所において、交流発電のために必要な付属装置が恒常的に備え付けられたときに、整えられたものとする。運転開始の時点は、最初の運転後の発電機の交換又は他の技術上若しくは構造上の部品の交換によって変更されない。
22. 施設の設定容量 施設が、時間の制限なしに規定どおりの運転を行った際に、短時間の僅少な偏差は考慮せず、技術的に得ることができる有効電力をいう。
23. 熱電併給施設 熱電併給法第 3 条第 2 項⁽¹⁰⁾に規定する熱電併給施設をいう。
24. 最終消費者 電力を消費する自然人又は法人をいう。
25. 月平均市場価格 パリ電力取引所⁽¹¹⁾の電力スポット市場におけるドイツ／オースト

(8) エネルギー事業法第 42 条第 1 項第 1 号は、電力供給事業者に対して、最終消費者への料金請求時に、前年のエネルギー総供給量における各エネルギー源の割合を添付することを義務付けている。

(9) 電力源証明書の詳細は、次の法規命令により定められている。Herkunftsnachweisverordnung vom 28. November 2011 (BGBl. I S.2447), Herkunftsnachweis-Durchführungsverordnung vom 15. Oktober 2012 (BGBl. I S.2147), Herkunftsnachweis-Gebührenverordnung vom 17. Dezember 2012 (BGBl. I S.2703)。

(10) 熱電併給法第 3 条第 2 項は、「熱電併給施設」を、電力及び排熱を生産する蒸気タービン施設、ガスタービン施設、内燃機関施設、スターリングエンジン、蒸気機関施設、有機ランキンサイクルシステム及び燃料電池施設としている。

(11) ドイツのライプツィヒにある欧州電力取引所 (EEX) は、2008 年、EU 域内の電力市場統合を視野に、パリ電力取引所 (EPEX) と運用を統合した。スポット取引はパリに、先物取引はライプツィヒに、それぞれ業務が集約されている。ドイツ海外電力調査会のウェブサイト〈http://www.jepic.or.jp/data/ele/ele_04.html〉を参照。

- リア価格帯の再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力のエネルギー源ごとの市場実勢価格の月平均値（セント／1キロワット時）で、附則1に従って事後的に計算したものをいう。
26. 系統 一般に供給する電力を引き受け、送電し、かつ、配電するための相互に結合した技術的な設備の総体をいう。
27. 系統運用者 電圧レベルを問わず、電力を一般に供給するための系統の管理運営者をいう。
28. 鉄道会社 旅客又は貨物の輸送を目的として、鉄道、磁気浮上鉄道、路面電車若しくはその構造及び運転方法が類似の他の軌道走行車等の車両又は当該車両の運転に必要な基盤施設を運営する事業者をいう。
29. 貯蔵ガス 再生可能エネルギーによる電力を蓄電するために専ら再生可能エネルギーによる電力を使用して製造されるガスで、再生可能エネルギーではないものをいう。
30. 熱電併給による電力 熱電併給法第3条第4項⁽¹²⁾に規定する電力をいう。
31. 送電系統運用者 下位の系統のために地域間の送電に用いられる高圧系統及び超高圧系統に通常責任を有する系統運用者をいう。
32. 組織変更 組織変更法に基づく事業者の組織変更又は事業者の包括的な経済財若しくは事業者の一部の特定承継による譲渡をいう。
33. 環境監査人 環境監査法に基づき、環境監査人又は環境鑑定組織として活動することを許可された個人又は組織をいう。
34. 事業者 権利能力を有する団体又は法人で、その態様及び規模から見て商業的な事

業経営を行い、一般の経済活動に参画し、利潤獲得を目的として継続的に経営されるものをいう。

35. 陸上風力発電施設 風力エネルギーによる発電施設で、洋上風力発電施設でないものをいう。
36. 洋上風力発電施設 海岸線から沖に向かって3海里以上の距離を置いて洋上に設置された風力発電施設をいう。海岸線は、連邦海運水路庁発行の縮尺375,000分の1地図第2920号「ドイツ北海岸及びこれに隣接する水域」1994年第12版及び同第2921号「ドイツバルト海岸及びこれに隣接する水域」1994年第12版（原注2）に記載された海岸線とする。
37. 住宅 寮、老人福祉施設、介護施設及び類似の他の施設を含む主として居住用の建物をいう。

第6条 施設登録簿

- (1) 連邦電気・ガス・通信・郵便・鉄道庁（連邦ネットワーク庁）は、施設を登録する台帳を設置及び管理する（施設登録簿）。施設登録簿においては、次の各号に掲げる目的に必要な情報を収集して供しなければならない。
1. 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の電力供給システムへの統合の促進
 2. 第2条第1項から第3項までに規定する原則及び第3条に規定する増強工程の検証
 3. 第28条、第29条及び第31条に規定する助成金額の逡減の実施
 4. [系統運用者が]引き受けた電力及び助成金額の連邦における調整の簡素化
 5. 再生可能エネルギーの増強のための国内、欧州及び国際的な報告義務の遂行の簡素化
- (2) 施設管理運営者は、特に次の各号に掲げる

(12) 熱電併給法第3条第4項は、「熱電併給による電力」を、熱電併給施設の排熱と電熱比の計算上の積と定義している。

情報を施設登録簿に伝達しなければならない。

1. 施設管理運営者の本人情報及び連絡先
 2. 施設の所在地
 3. 発電のエネルギー源
 4. 施設の設備容量
 5. 施設で発電した電力について助成金額を請求するか否か
- (3) 再生可能エネルギーの増強の状況をよりよく確認できるようにするために、施設登録簿は公開される。このために、登録された施設に関する情報は、第2項第1号に規定する情報を除き、施設登録簿のウェブサイトにおいて公表し、1月に1回以上更新する。
- (4) 他の伝達事項並びに施設登録簿の登録情報の系統運用者及び第三者に対する転送等の詳細は、第93条の規定に基づく法規命令⁽¹³⁾において定める。第93条の規定に基づく法規命令においては、施設登録簿の任務の全部又は一部をエネルギー事業法第53b条⁽¹⁴⁾に規定する連邦ネットワーク庁の全施設登録簿によって遂行しなければならない旨をも定めることができる。

第7条 法律上の債務関係 (略)

第2章 連系、[電力の]引受け、送電及び配電

第1節 総則

第8条 連系

- (1) 系統運用者は、再生可能エネルギー及び坑

内ガスによる発電施設を、遅滞なく、優先的に、電圧レベルに適合し、かつ、施設に対して最短距離となる地点において、自らの系統に連系しなければならない。ただし、他の系統に技術的及び経済的により適切な連系点がある場合を除く。いずれの連系点が経済的により適切な連系点であるかの検証においては、連系により直接生じる費用を考慮しなければならない。既に系統に連系された敷地にある1又は複数の施設であって、総設備容量が30キロワット以下のものについては、この敷地の当該系統との連系点を最適な連系点とみなす。

(2)~(6) (略)

第9条 技術上の基準

- (1) 100キロワットを超える設備容量の施設を有する施設管理運営者及び熱電併給施設の管理運営者は、次の各号に掲げる技術的な設備を全て備えなければならない。
1. 系統運用者が、系統に過剰な負荷がかかった場合に、遠隔制御により供給量をいつでも制限することが可能となる設備
 2. 系統運用者が、現在の供給量のデータをいつでも呼び出すことが可能となる設備
- 同種の再生可能エネルギーを使用し、同じ連系点において連系されている2以上の施設が、次の各号に掲げる技術的な設備を全て共同で備えている場合にも、第1文に規定する義務は履行されているものとみなす。
1. 系統運用者が、系統に過剰な負荷がかかった場合に、遠隔制御により供給量をい

(13) 第93条は、連邦経済・エネルギー省に対し、施設登録簿の詳細について、法規命令により定める権限を与えている。この授権に基づき、次の法規命令が制定された。Verordnung über ein Register für Anlagen zur Erzeugung von Strom aus Erneuerbaren Energien und Grubengas vom 1. August 2014 (BGBl. I S.1320).

(14) エネルギー事業法第53b条によれば、「全施設登録簿 (Gesamtanlagenregister)」は、連邦ネットワーク庁が管理するデータベースで、発電施設及び蓄電施設、その許可、電気自動車のための公共の充電器、最終消費者の制御可能な消費設備及び最終消費者の情報が登録されるものをいう。

- いつでも制限することが可能となる設備
2. 系統運用者が、現在の供給量のデータをいつでも呼び出すことが可能となる設備
- (2) 次の各号に掲げる太陽光発電施設の管理運営者は、当該各号に定める義務を負う。
1. 設備容量が30キロワット超100キロワット以下の施設 第1項第1文第1号又は第1項第2文第1号の設備を備える義務
 2. 設備容量が30キロワット以下の施設 次の義務のいずれか
 - a) 第1項第1文第1号又は第1項第2文第1号の設備を備える義務
 - b) 施設と系統との連系点における最大有効電力量を設備容量の70%に制限する義務
- (3)~(4) (略)
- (5) バイオガス発電施設の管理運営者は、バイオガスの生成に際して次の各号に掲げる事項を保障しなければならない。
1. バイオガス生成施設の所在地に新設する発酵残渣堆肥化施設を技術的に密閉すること。
 2. 密閉してガス使用に連繫した新システムで、第1号に規定するものにおいて、水理学的滞留時間が150日以上となること。
 3. バイオガスの漏洩を防止するために、追加的なガス消費施設を使用すること。
- バイオガスの生成のために家畜ふん尿のみを用いる場合には、第1文第1号及び第2号の規定を適用してはならない。また、施設で発電した電力について、第45条の規定と関連して第19条に規定する請求権を行使する場合には、第1文第2号の規定を適用してはならない。

- (6) 2016年12月31日以前に運転を開始した陸上風力発電施設の管理運営者は、施設と系統との連系点においてシステムサービス令⁽¹⁵⁾の要件が満たされることを保障しなければならない。
- (7)~(8) (略)

第10条 連系の実施及び利用（略）

第11条 引受け、送電及び配電

- (1) 系統運用者は、第14条の場合を除き、第20条第1項に規定する譲渡方式で譲渡される再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の全部を遅滞なく優先的に、物理的に引き受け、送電し、かつ、配電しなければならない。施設管理運営者が、第37条又は第38条の規定と関連して第19条に規定する請求権を行使する場合には、第1文に規定する義務は金銭的な引受けをも含む。第1文及び第2文に規定する義務並びに熱電併給法第4条第1項第1文及び第4項第2文⁽¹⁶⁾に規定する義務は、同等とする。
- (2)~(5) (略)

第2節 容量の拡大及び供給管理

第12条 系統容量の拡大

- (1) 系統運用者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の引受け、送電及び配電を保障するため、電力を供給しようとする者の要求により、遅滞なく自己の系統を現状の技術に応じて最適化し、強化し及び増強しなければならない。この請求権は、電力の引受け、送電及び配電を保障するために必要である場

(15) Verordnung zu Systemdienstleistungen durch Windenergieanlagen vom 3. Juli 2009 (BGBl. I S.1734).

(16) 熱電併給法第4条第1項第1文は、系統運用者が熱電併給施設をその系統に連系し、熱電併給施設からの電力を優先的に買い取る義務を定めている。同法第4条第4項は、熱電併給施設の管理運営者は、系統に過剰な負荷がかかっている場合の熱電併給施設の優先的な連系に対する請求権を有する旨を定めている。

合には、施設が間接的に連系する 110 キロボルト以下の電圧の上位の系統の系統運用者に対しても行使することができる。

(2)~(4) (略)

第 13 条 損失の補償 (略)

第 14 条 供給管理

(1) 系統運用者は、次の各号の全てに該当する場合には、第 12 条に規定する義務にかかわらず、自己の系統に直接又は間接に連系された施設及び熱電併給施設で、第 9 条第 1 項第 1 文第 1 号、第 2 文第 1 号又は第 2 項第 1 号若しくは第 2 号 a に規定する系統に過剰な負荷がかかった場合の遠隔制御による供給量制限のための設備を備えたものに対する規制を、特例として行うことができる。

1. 規制を行わなければ上位の系統を含む系統の領域に過剰な負荷がかかると想定される場合
2. 再生可能エネルギー、坑内ガス及び熱電併給による電力の優先が保障されている場合。ただし、電力供給システムの安全性及び信頼性を保障するために、他の発電施設が系統に連系されている必要がある場合には、この限りでない。
3. 系統運用者がその系統地域における現在の電力供給量に関して入手可能なデータを呼び出した場合

第 1 文の規定により施設を規制する場合には、第 9 条第 2 項に規定する施設を他の施設の [規制] 後に規制しなければならない。系統運用者は、また、全体としてできる限り多くの電力量を再生可能エネルギー及び熱電併給から引き受けることを保障しなければならない。

(2)~(3) (略)

第 15 条 苛酷事例に関する規定 (略)

第 3 節 費用 (略)

第 3 章 助成

第 1 節 助成総則

第 19 条 電力の助成請求権

(1) 専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスを使用する施設の管理運営者は、その施設で発電した電力について、系統運用者に対し、次の各号に掲げるいずれかの助成金額を請求することができる。

1. 施設管理運営者が電力を直接販売し、当該電力に「再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力」と表示する権利を系統運用者に与える場合 (助成を受ける直接販売) には、第 34 条に規定する市場プレミアム
2. 施設管理運営者が系統運用者に対して電力を提供し、これが第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、特例として許容される場合には、第 37 条又は第 38 条に規定する供給補償金額

(2) [系統運用者は、前項に規定する助成のために、] 前月分につき予想される適切な金額を、翌月 15 日に [施設管理運営者に対して] 支払わなければならない。

(3) 施設管理運営者が第 71 条⁽¹⁷⁾の規定により義務付けられた前年のデータの伝達を行わない限り、第 1 項に規定する請求に対する支払いは行われず、第 2 項に規定する毎月の支払いの請求権は消滅する。

(4) [施設管理運営者は、] 電力が系統に供給

(17) 第 71 条は、施設管理運営者は、系統運用者に対して、2 月 28 日までに前年の最終清算に必要な全てのデータを提供する義務を負う旨を定めている。

される前に蓄電された場合にも、第1項に規定する請求権を行使することができる。この場合には、蓄電設備から系統に供給された電力量について、〔助成を〕請求することができる。助成金額は、電力を蓄電せずに系統に供給したとすれば系統運用者が第1項の規定により施設管理運営者に支払うべきであった助成金額に準ずる。再生可能エネルギー及び貯蔵ガスを混合して使用する場合にも、第1項に規定する請求権を行使することができる。

第20条 譲渡方式の変更

- (1) 施設管理運営者は、各施設〔で発電した電力〕の譲渡方式を、各暦月の1日をもって、次の各号に掲げる譲渡方式の間で変更することができる。
 1. 助成を受ける直接販売
 2. その他の直接販売
 3. 第37条に規定する供給補償
 4. 第38条に規定する供給補償
- (2) 施設管理運営者は、発電した電力を第1項第1号、第2号又は第3号に規定する複数の譲渡方式に一定の割合で案分することができる。この場合には、施設管理運営者は、当該割合を常に遵守したことを証明することができる。なければならない。
- (3) (略)

第21条 変更の手続（略）

第22条 助成の始期及び期間

助成金は、施設の運転開始年とその後20暦年間につき支払われるものとする。第1文に規定する助成期間の開始は、以下〔この法律〕に別段の定めがある場合を除き、施設の

運転開始の時点とする。

第23条 助成金額の算定

- (1) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力の助成金額は、基礎額に基づいて決定される。基礎額は、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力のための市場プレミアム又は供給補償の額の算定の基礎となる額（セント／1キロワット時）で、第40条から第51条まで又は第55条に規定するものとする。
- (2) 施設の平均出力又は設備容量に応じて助成される電力のための基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により決定する。
 1. 太陽光発電による電力の助成の場合 設備容量を区分する各値に対する当該施設の設備容量の割合に応じて決定する方法
 2. 他の全ての電力の助成の場合 平均出力を区分する各値に対する当該施設の平均出力の割合に応じて決定する方法
- (3) 基礎額には、売上税を含まない。
- (4) 助成金額は、次の各号に掲げる場合又は電力については、当該各号に定める基準に従って逡減する。
 1. 負の価格⁽¹⁸⁾が生じた場合 第24条に規定する基準
 2. この法律の規定に対する違反行為があった場合 第25条、第47条第4項又は附則3第I.5号に規定する基準
 3. 助成金額の逡減の制度による場合 第26条から第31条までに規定する基準
 4. 供給補償を請求する場合 第37条第3項又は第38条第2項に規定する基準
 5. バイオガス発電による1年の電力量のうち第47条第1項第2文に規定する割合を超えるもの 当該条項に規定する基準

(18) 解説の注(14)を参照。

6. 平地施設からの電力 第 55 条第 3 項に規定する基準

第 24 条 負の価格が発生した場合の助成金額の通減

- (1) パリ電力取引所の電力スポット市場におけるドイツ／オーストリア価格帯の時間取引契約の価格が連続する 6 時間以上の間負となった場合には、第 23 条第 1 項第 2 文に規定する基礎額は、時間取引契約の価格が連続して負であった期間全体において、ゼロとなる⁽¹⁹⁾。
- (2) 第 1 項に規定する要件が 1 回以上あった月に電力を第 38 条の規定により譲渡した施設管理運営者は、第 71 条第 1 項に規定するデータの伝達の際に、時間取引契約の価格が連続して負であった期間に供給した電力量を系統運用者に伝達しなければならない。これを伝達しなければ、当該暦月の第 38 条に規定する供給補償金額は、当該期間の全部又は一部が含まれる 1 日につき 5% ずつ通減する。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の規定は、次の各号に掲げるものには適用しない。
1. 2015 年 12 月 31 日以前に運転を開始した施設
 2. 設備容量が 3 メガワット未満の風力発電施設又は設備容量が 500 キロワット未満の他の施設。この場合には、第 32 条第 1 項第 1 文の規定を準用しなければならない。
 3. 実証プロジェクト

第 25 条 義務違反の場合の助成金額の通減

- (1) 第 23 条第 1 項第 2 文に規定する基礎額は、次の各号に掲げる場合には、ゼロとする。
1. 施設管理運営者が、施設の登録に必要な情報を第 93 条の規定に基づく法規命令の規定に従って伝達していない場合
 2. 第 93 条の規定に基づく法規命令の規定に従って登録した施設の管理運営者が、施設の設定容量の増加を当該法規命令の規定に従って伝達していない場合
 3. 施設管理運営者が、第 20 条第 2 項第 2 文の規定に違反した場合
 4. 第 100 条第 2 項第 2 文に規定する施設においては、第 100 条第 2 項第 3 文に規定する証明を行っていない場合⁽²⁰⁾
- 第 1 文第 3 号の規定は、第 20 条第 2 項第 2 文に規定する違反行為の終了後 3 月が経過するまで適用する。
- (2) 第 23 条第 1 項第 2 文に規定する基礎額は、次の各号に掲げる場合には、月平均市場価格に減ぜられる。
1. 施設管理運営者が、第 9 条第 1 項、第 2 項、第 5 項又は第 6 項の規定に違反した場合
 2. 施設管理運営者が、第 20 条第 1 項に規定する譲渡方式間の変更を第 21 条⁽²¹⁾の規定により系統運用者に伝達していない場合
 3. 少なくとも他の 1 の施設と共同の検針装置により電力が測定されている場合において、次のいずれかのとき。

(19) 卸電力市場と負の価格については、古澤健「ドイツの再生可能エネルギー電源普及に伴う影響—卸電力市場の価格と系統運用の再給電指令—」『電力中央研究所報告』no.12009, 2013.5 を参照。

(20) 第 100 条は、経過規定を定めている。第 100 条第 2 項第 2 文に規定する施設とは、バイオメタンのみを使用する施設で、2014 年 8 月 1 日以降、2014 年 1 月 22 日以前に最初に天然ガス系統にバイオメタンを供給したガス処理施設のみからのバイオメタンを使用する施設をいう。これは、特に 2014 年法の施行前に化石燃料を使用していた発電施設が、2014 年法の施行後に再生可能エネルギーのみを使用するようになった施設を意味している。これらの施設については、2014 年法第 5 条第 21 号第 1 文に規定する「運転開始」の概念が適用される。第 100 条第 2 項第 3 文は、当該施設が助成の請求権を行使するために証明しなければならない事項を定めている。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1304, S.179f.

(21) 第 21 条は、施設が、第 20 条第 1 項に規定する譲渡方式間で変更を行うとき、これを系統運用者に対して報告しなければならない旨、その期限及び報告事項等を定めている。

- a) 当該検針装置により測定される電力の全てを直接販売しないとき。
 - b) 当該検針装置により測定される電力の全てについて、供給補償を請求しないとき。
4. 施設管理運営者が、施設で発電した電力を第19条第1項第2号の規定により系統運用者に提供する場合において、第39条第2項の規定に違反したとき。この場合には、少なくとも当該違反が行われた月の全期間について、基礎額を月平均市場価格に減ずる。
5. 施設管理運営者が、第80条⁽²²⁾に規定する義務に違反した場合
6. 再生可能エネルギー熱法第3条第4項第1号⁽²³⁾に基づく州法の規定により、公共の建物が模範的機能を果たすために施設を設置及び運営している場合において、当該施設が熱電併給施設でないとき。

基礎額は、第1文第2号又は第3号の場合には、違反行為が終了した月の翌月の末日まで、第1文第5号の場合には、違反行為の期間及び続く6暦月を加えた間、月平均市場価格に減ぜられる。

第26条 助成金額の逡減の総則

- (1) 第100条及び第101条⁽²⁴⁾の場合を除き、次の各号に掲げる電力の助成金額は、基礎額に基づいて算定しなければならない。
- 1. 2014年8月31日以前に運転を開始した太陽光発電施設からの電力
 - 2. 2017年12月31日以前に運転を開始した地熱発電施設及び洋上風力発電施設から

- の電力
3. 2015年12月31日以前に運転を開始した他の施設からの電力
- 第1文に掲げる日の翌日以降に運転を開始した施設からの電力の助成金額は、第27条から第31条まで、第37条第3項及び第38条第2項第1文に規定する基準に従って逡減させた基礎額に基づいて算定しなければならない。施設の運転開始の時点で算定される基礎額は、第22条に規定する助成期間全体について適用しなければならない。
- (2) 第28条、第29条及び第31条の規定によるその都度有効な基礎額を含め、第28条、第29条、第31条及び附則3第I.5号の規定の適用に必要な情報の公表については、第93条の規定に基づく法規命令において定め、その際、各暦月について、次の各号に掲げる情報を、翌月の末日までに当該法規命令の規定に従って公表しなければならない。

- 1. バイオマス発電施設については、次の情報
 - a) 当該期間に運転の開始が登録された施設の設備容量の合計（設備容量の増加）
 - b) 2014年7月31日以前に運転を開始した施設において、2014年8月1日以降に〔増設し、〕最初に運転した設備容量の合計
- 2. 陸上風力発電施設については、次の情報
 - a) 当該期間に運転の開始が登録された施設の設備容量の合計
 - b) 当該期間に運転の終了が登録された施設の設備容量の合計
 - c) a及びbの値の差（設備容量の純増）

(22) 第80条は、重複販売を禁じている。

(23) 再生可能エネルギー熱法第3条第4項第1号は、州は、連邦の建物を除く公共の建物について、公共の建物が熱消費量に占める再生可能エネルギーの割合を増やすための模範的機能を果たすために、独自の規定を制定することができる旨を定めている。

(24) 第100条及び第101条は、経過規定を定めている。

3. 太陽光発電施設については、当該期間に運転の開始が登録された施設の設備容量の合計（設備容量の増加）
- (3) 基礎額は、第27条から第31条までの規定と関連してこの条第1項の規定により算定した額とし、この際、小数点以下第2位を四捨五入する。第27条から第31条までの規定と関連してこの条第1項の規定により基礎額を算定する際には、従前の基礎額を四捨五入しないで用いる。

第27条 水力、廃棄物ガス、汚泥ガス、坑内ガス及び地熱からの電力に対する助成金額の逡減

- (1) 次の各号に掲げるエネルギー源からの電力の基礎額は、2016年以降毎年1月1日に、[その前年に有効であった基礎額に比して]当該各号に定める率ずつ逡減する。
1. 第40条に規定する水力 0.5%
 2. 第41条に規定する廃棄物ガス 1.5%
 3. 第42条に規定する汚泥ガス 1.5%
 4. 第43条に規定する坑内ガス 1.5%
- (2) 第48条に規定する地熱からの電力の基礎額は、2018年以降毎年1月1日に、5%ずつ低減する。

第28条 バイオマスからの電力に対する助成金額の逡減

- (1) バイオマス発電施設の設備容量の増加は、1年あたり100メガワット以下とする。
- (2) 第44条から第46条までに規定する基礎額は、2016年以降1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日に、これに先行する3月に有効であった基礎額に比して0.5%ずつ逡減する。
- (3) 第26条第2項第1号aの規定により公表されたバイオマス発電施設の設備容量の増加が第4項に規定する基準期間全体で第1項に

- 規定する目標を上回った場合には、第2項に規定する逡減率は、1.27%に引き上げられる。
- (4) 基準期間とは、第2項に規定する日から遡って第17か月目の1日から第6か月目の末日までの期間をいう。

第29条 陸上風力発電施設からの電力に対する助成金額の逡減

- (1) 陸上風力発電施設の設備容量の純増は、1年あたり2,400メガワット以上2,600メガワット以下とする。
- (2) 第49条に規定する基礎額は、2016年以降1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日に、これに先行する3月に有効であった基礎額に比して0.4%ずつ逡減する。
- (3) 第26条第2項第2号cの規定により公表された陸上風力発電施設の設備容量の純増が第6項に規定する基準期間全体で第1項に規定する目標を次の各号に掲げる設備容量の分だけ上回った場合には、第2項に規定する逡減率は、当該各号に定める率に引き上げられる。
1. 200メガワット以下 0.5%
 2. 200メガワット超 [400メガワット以下] 0.6%
 3. 400メガワット超 [600メガワット以下] 0.8%
 4. 600メガワット超 [800メガワット以下] 1.0%
 5. 800メガワット超 1.2%
- (4) 第26条第2項第2号cの規定により公表された陸上風力発電施設の設備容量の純増が第6項に規定する基準期間全体で第1項に規定する目標を次の各号に掲げる設備容量の分だけ下回った場合には、第2項に規定する逡減率は、当該各号に定める率に引き下げられる。
1. 200メガワット以下 0.3%

2. 200メガワット超[400メガワット以下]
0.2%
 3. 400メガワット超 ゼロ
- (5) 第26条第2項第2号cの規定により公表された陸上風力発電施設の設備容量の純増が第6項に規定する基準期間全体で第1項に規定する目標を次の各号に掲げる設備容量の分だけ下回った場合には、第2項に規定する逡減率はゼロに引き下げられ、第49条に規定する基礎額は、これに先行する3暦月に有効であった基礎額に当該各号に定める率を加えて得た額とする。
1. 600メガワット超[800メガワット以下]
0.2%
 2. 800メガワット超 0.4%
- (6) 基準期間とは、第2項に規定する日から遡って第17か月目の1日から第6か月目の末日までの期間をいう。

第30条 洋上風力発電施設からの電力に対する助成金額の逡減

- (1) 洋上風力発電施設からの電力について、次の各号に掲げる基礎額は、当該各号に定める日以降、当該各号に定める額を減じて得た額とする。
1. 第50条第2項に規定する基礎額
 - a) 2018年1月1日 1キロワット時あたり0.5セント
 - b) 2020年1月1日 1キロワット時あたり1.0セント
 - c) 2021年以降毎年1月1日 1キロワット時あたり0.5セント

2. 第50条第3項に規定する基礎額 2018年1月1日 1キロワット時あたり1.0セント
- (2) [洋上風力発電施設の]連系がエネルギー事業法第17d条第2項第5文⁽²⁵⁾に規定する連系完了予定日に完了しない場合には、第1項の規定の適用に際して、第26条第1項第2文及び第3文の規定にかかわらず、エネルギー事業法第17e条第2項第1文及び第4文⁽²⁶⁾に規定する洋上風力発電施設の運転準備が整った日を基準とする。

第31条 太陽光エネルギーによる電力に対する助成金額の逡減

- (1) 太陽光発電施設の設備容量の増加は、1年あたり2,400メガワット以上2,600メガワット以下とする。
- (2) 第51条に規定する基礎額は、2014年9月1日以降毎月1日に、その前月に有効であった基礎額に比して0.5%ずつ逡減する。第1文に規定する毎月の逡減率は、第3項及び第4項に規定する基準により、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日に、引き上げられ又は引き下げられる。
- (3) 第26条第2項第3号の規定により公表された太陽光発電施設の設備容量の増加が第5項に規定する基準期間全体で第1項に規定する目標を次の各号に掲げる設備容量の分だけ上回った場合には、第2項第2文に規定する毎月の逡減率は、当該各号に定める率に引き上げられる。
 1. 900メガワット以下 1.00%

(25) エネルギー事業法第17d条第2項第5文は、洋上風力発電施設を系統に連系する送電系統運用者が洋上風力発電施設の管理運営者に対して通知した連系完了予定日は、その30か月前から拘束力を有する旨を定めている。

(26) エネルギー事業法第17e条第2項第1文によれば、洋上風力発電施設の系統への連系が遅れた場合には、拘束力を有する連系完了予定日の11日目以降、洋上風力発電施設の運転準備が整った日から、洋上風力発電施設の管理運営者は、送電系統運用者に対して補償を請求することができる。第4文によれば、運転準備が整った状態とは、洋上風力発電所の基礎及び変電設備が設置され、損害を減じるために実際の運転準備を見合わせている状態をいう。

2. 900メガワット超[1,900メガワット以下] 1.40%
 3. 1,900メガワット超[2,900メガワット以下] 1.80%
 4. 2,900メガワット超[3,900メガワット以下] 2.20%
 5. 3,900メガワット超[4,900メガワット以下] 2.50%
 6. 4,900メガワット超 2.80%
- (4) 第26条第2項第3号の規定により公表された太陽光発電施設の設備容量の増加が第5項に規定する基準期間全体で第1項に規定する目標を次の各号に掲げる設備容量の分だけ下回った場合には、第2項第2文に規定する毎月の通減率は、当該各号に定める率に引き下げられる。
1. 900メガワット以下 0.25%
 2. 900メガワット超[1400メガワット以下] ゼロ
 3. 1,400メガワット超 ゼロ。この場合、第51条に規定する基礎額は、各四半期の最初の暦日に、1回限りで[従前有効の基礎額に]1.5%を加えて得た額とする。
- (5) 基準期間とは、第2項に規定する日から遡って第13か月目の1日から第2か月目の末日までの期間をいう。
- (6) 助成を受ける太陽光発電施設の設備容量の合計が初めて52,000メガワットを上回った場合には、第51条に規定する基礎額は、その翌々暦月の1日に、ゼロに引き下げられる。助成を受ける太陽光発電施設とは、次の各号に掲げる施設とする。
1. 第93条の規定に基づく法規命令の規定に従って、助成を受ける施設として登録された施設
 2. 2011年12月31日現在の再生可能エネルギー法第16条第2項第2文、2012年3月31日現在の再生可能エネルギー法第17

条第2項第1号a又は2014年7月31日現在の再生可能エネルギー法第17条第2項第1号aの規定により所在地及び設備容量が連邦ネットワーク庁に伝達された施設

3. 2009年12月31日以前に運転を開始した施設。連邦ネットワーク庁は、その太陽光発電施設登録ポータルに登録データ並びに送電系統運用者及び連邦統計庁のデータを参照して、設備容量の合計を見積らなければならない。

第32条 2以上の施設からの電力に対する助成金額

- (1) 2以上の施設は、次の要件を全て満たす場合には、その所有関係にかかわらず、直近に運転を開始した発電機について第19条に規定する助成金額を算定する場合に限り、1の施設とみなす。
1. 2以上の施設が同じ敷地にあること又は互いに近接した場所にあること。
 2. 2以上の施設が同種の再生可能エネルギーにより発電していること。
 3. 2以上の施設において発電された電力が、この法律の定めるところにより、当該施設の平均出力又は設備容量に応じた助成を受けていること。
 4. 2以上の施設が12暦月以内に運転を開始したこと。
- 第1文の規定にかかわらず、2以上の施設がバイオメタン以外のバイオガスにより発電し、当該バイオガスが同一のバイオガス生成施設に由来する場合には、当該2以上の施設は、その所有関係にかかわらず、直近に運転を開始した発電機について第19条に規定する助成金額を算定する場合に限り、1の施設とみなす。
- (2)~(4) (略)

第33条 相殺（略）**第2節 助成を受ける直接販売****第34条 市場プレミアム**

- (1) 施設管理運営者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力で、第20条第1項第1号の規定により直接販売し、実際に供給し、かつ、第三者により買い取られたものについて、系統運用者に対して市場プレミアムを請求することができる。
- (2) 市場プレミアムの額は、月ごとに算定される。市場プレミアムの額は、附則1の規定により各月のために算定した値に基づいて遡及的に算定する。

第35条 市場プレミアムの請求の要件

市場プレミアムの請求権は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

1. [施設管理運営者が、]当該電力について、電力系統利用料令第18条第1項第1文⁽²⁷⁾に規定する回避された系統利用料[に相当する額の金銭]を請求しないこと。
2. 当該電力が、第36条第1項にいう遠隔制御可能な施設において発電されること。
3. 当該電力が需給調整される電力需給調整グループ又は下位電力需給調整グループにおいて、次の電力のみが対象であること。
 - a) 再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力で、第20条第1項第1号の規定により直接販売されるもの
 - b) aに該当しない電力で、施設管理運営

者又は直接販売事業者が当該電力を当該電力需給調整グループ又は下位電力需給調整グループに計上しないもの⁽²⁸⁾

第1文第2号に規定する要件は、施設の運転開始の翌月の末日以前に満たす必要はない。

第36条 遠隔制御

- (1) 第35条第1文第2号にいう遠隔制御可能な施設とは、次の各号に掲げる要件を全て満たす施設をいう。
1. 施設管理運営者が、直接販売事業者又は電力の譲渡を受ける他の者に、いつでも次のことを可能とする技術的な設備を備えていること。
 - a) 現在の供給量のデータの呼出し
 - b) 遠隔制御による供給量の制限
 2. 施設管理運営者が、直接販売事業者又は電力の譲渡を受ける他の者に対し、いつでも次のことを可能とする権限を与えていること。
 - a) 現在の供給量のデータの呼出し
 - b) 需要に応じた電力供給に必要であり、[直接販売事業者の]許可を定める法令の規定により明白に制約されていない範囲において、遠隔制御による供給量の制限
- 同じ連系点において連系されている2以上の施設が、直接販売事業者又は[電力の譲渡を受ける]他の者が当該2以上の施設の合計の現在の供給量のデータをいつでも呼び出し、全体の供給量を遠隔制御によりいつでも削減することができる技術的な設備を共同で備えている場合にも、第1文第1号に規定する義

⁽²⁷⁾ 電力系統利用料令第18条第1項は、分散型発電施設の施設管理運営者が、電力を供給する配電網の管理運営者から、この分散型発電施設からの供給により当該配電網の管理運営者が上位の送電網に対して支払わずに済んだ系統利用料（支払を回避された系統利用料）に相当する金銭を受け取る旨を定めている。ただし、再生可能エネルギー法により補償及び直接販売された電力供給に対しては、回避された系統利用料は保障されない。

⁽²⁸⁾ 例えば、電力需給調整グループにおける需給調整のために系統運用者が計上する電力で、市場プレミアム請求の対象でないもの。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1304, S.137.

務は履行されているものとみなす。

(2)～(3) (略)

第3節 供給補償

第37条 小規模施設のための供給補償

- (1) 施設管理運営者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力で、第20条第1項第3号の規定により系統運用者に提供するものについて、当該系統運用者に対して供給補償を要求することができる。
- (2) 供給補償の請求権は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、行使することができる。
 1. 2015年12月31日以前に運転を開始した施設については、設備容量が500キロワット以下であること。
 2. 2016年1月1日以降に運転を開始した施設については、設備容量が100キロワット以下であること。
- (3) 供給補償の額は、基礎額及び第20条から第32条までの規定に基づいて算定し、この際、第26条から第31条までの規定により助成金額を遡減させる前に、次の各号に定める額を基礎額から減じなければならない。
 1. 第40条から第48条までに規定する電力については、1キロワット時あたり0.2セント
 2. 第49条から第51条までに規定する電力については、1キロワット時あたり0.4セント
- (4) [2以上の施設については、]その所有関係にかかわらず、第2項に規定する設備容量を算定する限りにおいて、第32条第1項第1文の規定を準用しなければならない。

第38条 特別な場合における供給補償

- (1) 施設管理運営者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスによる電力で、第20条第1項第4号の規定により系統運用者に提供するものについて⁽²⁹⁾、当該系統運用者に対して供給補償を要求することができる。
- (2) 供給補償の額は、基礎額及び第20条から第32条までの規定に基づいて算定し、この際、基礎額は、第26条から第31条までの規定により遡減させた後、第26条第3項第1文に規定する基礎額から20%を減じて得た額とする。第1文の規定により算定する基礎額には、第26条第3項第1文の規定を準用しなければならない。

第39条 供給補償に係る総則

- (1) 供給補償の請求権は、系統運用者が第11条の規定により実際に引き受けた電力について、行使することができる。
- (2) 第20条第1項第3号又は第4号の規定により電力を系統運用者に提供する施設管理運営者は、この時点以降、かつ、この期間、施設において発電され、次に掲げる要件を満たす電力全てを系統運用者に提供しなければならない。
 1. 当該電力について、原則として第19条に規定する助成請求権を行使することができること。
 2. 電力が施設に近接した場所において消費されないこと。
 3. 系統を通じて供給される電力であること。施設管理運営者は、当該施設において発電された電力を、調整電力市場において販売してはならない。

(29) 特別な場合とは、例えば、直接販売事業者の破産により、一時的に直接販売が困難となる場合や、施設が運転を開始した直後に、直接販売をすることができる状況にない場合である。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1304, S.139.

第4節 助成の特則(再生可能エネルギー源別)

第40条 水力

- (1) 水力からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる平均出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
1. 平均出力500キロワット以下の部分
12.52セント
 2. 平均出力[500キロワットを超え]2メガワット以下の部分 8.25セント
 3. 平均出力[2メガワットを超え]5メガワット以下の部分 6.31セント
 4. 平均出力[5メガワットを超え]10メガワット以下の部分 5.54セント
 5. 平均出力[10メガワットを超え]20メガワット以下の部分 5.34セント
 6. 平均出力[20メガワットを超え]50メガワット以下の部分 4.28セント
 7. 平均出力50メガワットを超える部分
3.50セント
- (2) 2008年12月31日以前に運転を開始した施設からの電力についても、2014年8月1日以降に、水法⁽³⁰⁾に基づいて許可された設備の更新により施設の出力が向上した場合には、[第1項に規定する]助成請求権を行使することができる。第1文の規定は、許可を義務付けられていない設備の更新については、施設の出力が10%以上向上した場合に適用しなければならない。第1文又は第2文に規定する請求権は、当該設備の更新の完了後、当該完了年の末日までの期間及びその後20暦年間につき行使することができる。
- (3) 第2項に規定する施設で5メガワットを超える設備容量を有するものから発電された水力からの電力については、第2項第1文又は

第2文に規定する出力の向上によると認められる電力に限り、助成請求権を行使することができる。施設の設備容量が2014年7月31日以前に5メガワット以下であった場合には、当該設備容量に相当する電力については、従前の規定による請求権を行使することができる。

- (4) 第1項に規定する助成請求権は、施設が次の各号のいずれかの状態で設置された場合に限り、行使することができる。
1. その全部若しくは一部が既に存在し、又は水力発電以外の目的を優先して新設された堰堤と近接して設置されていること。
 2. 流水路を遮断する構造物を設けていないこと。

第41条 廃棄物ガス

廃棄物ガスからの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる平均出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 平均出力500キロワット以下の部分
8.42セント
2. 平均出力[500キロワットを超え]5メガワット以下の部分 5.83セント

第42条 汚泥ガス

汚泥ガスからの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる平均出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 平均出力500キロワット以下の部分 6.69セント
2. 平均出力[500キロワットを超え]5メガワット以下の部分 5.83セント

⁽³⁰⁾ 原語は、Wasserrecht。水域に適用される法令。具体的には、水管理法（Wasserhaushaltsgesetz）と関連の法令及び州法。

第43条 坑内ガス

- (1) 坑内ガスからの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる平均出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
1. 平均出力1メガワット以下の部分 6.74セント
 2. 平均出力[1メガワットを超え]5メガワット以下の部分 4.30セント
 3. 平均出力5メガワットを超える部分 3.80セント
- (2) 第1項に規定する請求権は、当該坑内ガスが、運転中又は休止中の鉱山の採掘所に由来する場合に限り、行使することができる。

第44条 バイオマス

バイオマス令⁽³¹⁾にいうバイオマスからの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる平均出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 平均出力150キロワット以下の部分 13.66セント
2. 平均出力[150キロワットを超え]500キロワット以下の部分 11.78セント
3. 平均出力[500キロワットを超え]5メガワット以下の部分 10.55セント
4. 平均出力[5メガワットを超え]20メガワット以下の部分 5.85セント

第45条 有機廃棄物の発酵

- (1) バイオマス令にいうバイオマスで、有機廃棄物令附則1第1号の廃棄物番号20 02 01、20 03 01及び20 03 02⁽³²⁾の分別収集された有機廃棄物を各暦年において平均90%以上の割合で含有するものを嫌気性発酵させること

により得られるバイオガスを使用する施設からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる施設の平均出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 平均出力500キロワット以下の部分 15.26セント
 2. 平均出力[500キロワットを超え]20メガワット以下の部分 13.38セント
- (2) 助成請求権は、有機廃棄物を嫌気性発酵させるための設備と固形発酵残渣を二次発酵させるための設備が直接連繋し、二次発酵させた発酵残渣を燃料として利用する場合に限り、行使することができる。

第46条 家畜ふん尿の発酵

バイオマス令にいうバイオマスの嫌気性発酵により得られるバイオガスを使用する施設からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、23.73セントとする。

1. バイオガス生成施設の所在地において発電が行われていること。
2. バイオガス生成施設の所在地における設備容量が総計75キロワット以下であること。
3. バイオガス生成のために、鶏のふん尿を除く家畜ふん尿を各暦年において平均80%以上の割合で使用していること。

第47条 バイオマス及びガスからの電力に係る総則

- (1) バイオガスからの電力に対する助成請求権は、設備容量が100キロワットを超える施設において発電される電力については、1年に発電する電力量のうち、施設の設備容量の

(31) Verordnung über die Erzeugung von Strom aus Biomasse vom 21. Juni 2001 (BGBl. I S.1234).

(32) 有機廃棄物令附則1第1号の廃棄物番号20 02 01(生分解可能な廃棄物)、20 03 01(混合一般廃棄物)、20 03 02(市場廃棄物)

50%に相当する部分に限り、行使することができる。当該暦年に発電する電力量のうち、これを超える部分についての助成金額は、第20条第1項第1号に規定する譲渡方式においてはゼロとし、第20条第1項第3号及び第4号に規定する譲渡方式においては月平均市場価格に減ぜられる。

(2) バイオマスからの電力に対する助成請求権は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

1. 施設管理運営者が、使用した燃料材の種類、量、単位及び出所を記載した燃料材日誌の写しにより、使用したバイオマスの種類及び貯蔵ガス又は坑内ガスの使用量を証明すること。
2. バイオメタンを使用する施設においては、熱電併給で発電すること。
3. 液体バイオマスを使用する施設においては、点火及び燃焼のために必要な液体バイオマスにより発電された電力であること。液体バイオマスとは、燃焼炉又は焼却炉へ投入した時点の状態が液体であるバイオマスをいう。

植物油メチルエステルは、点火剤及び燃焼剤として必要な場合に限り、バイオマスとみなす。

(3)～(8) (略)

第48条 地熱

地熱からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、25.20セントとする。

第49条 陸上風力エネルギー

- (1) 陸上風力発電施設からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、4.95セントとする（基本金額）。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、施設の運転開始当初の5年間における1キロワット時あた

りの基礎額は、8.9セントとする（当初金額）。この期間は、施設の発電量が基準発電量の130%を0.36%下回るごとに、1月ずつ延長される。この期間は、施設の発電量が基準発電量の100%を0.48%下回るごとに、さらに追加して1月ずつ延長される。基準発電量とは、この法律の附則2に規定する基準施設の計算上の発電量をいう。

- (3) 設備容量が50キロワット以下の施設は、当初補償の期間の算定において、基準発電量の75%の発電量の施設とみなす。

第50条 洋上風力エネルギー

- (1) 洋上風力発電施設からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、3.90セントとする（基本金額）。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、洋上風力発電施設の運転開始当初の12年間における1キロワット時あたりの基礎額は、15.40セントとする（当初金額）。第1文に規定する期間は、当該施設が第5条第36号第2文に規定する海岸線から12海里を超える距離1海里につき0.5月ずつ、かつ、水深20メートルを超える1メートルにつき1.7月ずつ延長される。水深は、海図の最低水面から測らなければならない。
- (3) 洋上風力発電施設が2019年12月31日以前に運転を開始する場合又は第30条第2項の要件の下に運転準備が整えられた場合において、施設管理運営者が施設の運転開始前に系統運用者に要求するときには、施設の運転開始当初の8年間における1キロワット時あたりの基礎額は、第1項の規定にかかわらず、19.40セントとする。この場合においては、第2項第1文に規定する請求権は消滅し、第2項第2文に規定する支払いの請求権は、延長期間における1キロワット時あたりの当初金額を15.40セントとして準用しなければならない。

らない。

- (4) (略)
- (5) 第1項から第4項までの規定は、2005年1月1日以降にドイツの排他的経済水域又は連邦自然保護法第32条第2項と関連した同法第57条の規定若しくは州法の規定により自然及び景観保護区域に指定された海域において設置することが許可された洋上風力発電施設には、適用してはならない。第1文の規定は、連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省が欧州委員会に対して欧州共同体にとって重要な区域又は欧州野鳥保護区域の候補とした区域についても、当該区域が保護区域に指定されるまでの間適用しなければならない。

第51条 太陽光エネルギー

- (1) 太陽光発電施設からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、第2項及び第3項の規定を留保して、次の各号のいずれかに該当する場合には、設備容量10メガワット以下の部分について、9.23セントとし、これに第31条に規定する基礎額の減額又は増額を加味した額とする。
1. 太陽光発電以外の目的を優先した建物又は他の建造施設の中、これに接して又はこの上に施設が設置された場合
 2. 建設法典第38条第1文⁽³³⁾の規定による手続が実施された敷地に施設が設置された場合
 3. 建設法典第30条⁽³⁴⁾の規定により決定された地区詳細計画の適用領域に施設が設置された場合において次のいずれかのとき。
 - a) 地区詳細計画が2003年8月31日以前

に作成され、その後、太陽光発電施設の設置を目的として変更されていないとき。

- b) 地区詳細計画が、2009年12月31日以前に、施設が設置された敷地を建築利用令第8条及び第9条⁽³⁵⁾の規定による商業地域又は工業地域に指定していたとき。この指定が2010年1月2日以降に、太陽光発電施設の設置等を目的として変更された場合においても同様とする。
 - c) 地区詳細計画が、2003年9月2日以降に、太陽光発電施設の設置等を目的として作成又は変更された場合において、施設が次のいずれかの場所にあるとき。
 - aa) 高速道路又は鉄道の沿線で、かつ、その軌道の外縁から110メートル以内
 - bb) 地区詳細計画の作成又は変更に関する決定の時点で既に舗装されていた敷地
 - cc) 産業用地、交通用地、住宅用地又は軍用地から転用された土地で、かつ、地区詳細計画の作成又は変更に関する決定の時点で連邦自然保護法第23条⁽³⁶⁾に規定する自然保護区域又は連邦自然保護法第24条⁽³⁷⁾に規定する国立公園に指定されていなかったもの
- (2) 専ら建物又は遮音壁の中、これに接して又はこの上に設置された太陽光発電施設からの電力に対する1キロワット時あたりの基礎額は、次の各号に掲げる設備容量の区分に応じ、当該各号に定める額とし、これに第31条に規定する基礎額の減額又は増額を加味した額とする。

(33) 建設法典第38条第1文の規定による手続は、計画確定手続、広域事業のための計画確定の法的効果を有する手続及び廃棄物処理施設の設置及び運営のための連邦環境汚染防止法に基づく手続である。

(34) 建設法典第30条（地区詳細計画の適用地域における事業認可）

(35) 建築利用令第8条（商業地域）、第9条（工業地域）

(36) 連邦自然保護法第23条（自然保護区域）

(37) 連邦自然保護法第24条（国立公園、国立自然モニュメント）

1. 設備容量 10 キロワット以下の部分
13.15 セント
 2. 設備容量 [10 キロワットを超え] 40 キロワット以下の部分 12.80 セント
 3. 設備容量 [40 キロワットを超え] 1 メガワット以下の部分 11.49 セント
 4. 設備容量 [1 メガワットを超え] 10 メガワット以下の部分 9.23 セント
- (3)~(4) (略)

第 5 節 助成の特則（フレキシビリティ）

第 52 条 フレキシブル[な設備容量の用意]に対する助成請求権

- (1) 施設において発電された電力について、当該施設にとって基準となる再生可能エネルギー法の規定により助成金額を請求することができる場合には、施設管理運営者は、[フレキシブルな]設備容量の用意について、第 53 条、第 54 条又は第 55 条の規定に従って、系統運用者に対して助成金額を請求することができる。
- (2) [この場合には、]第 19 条第 2 項及び第 3 項、第 32 条第 1 項並びに第 33 条の規定を準用しなければならない。

第 53 条 新規施設のためのフレキシビリティ加算金

- (1) 第 52 条に規定する助成金額で、設備容量が 100 キロワットを超えるバイオガス発電施設におけるフレキシブルな設備容量の用意に対するものは、設備容量 1 キロワットあたり 1 年につき 40 ユーロとする（フレキシビリティ加算金）。
- (2) フレキシビリティ加算金の請求権は、施設管理運営者が、1 年に発電した電力量のうち

- 第 47 条第 1 項に規定する割合について第 44 条又は第 45 条と関連して第 19 条に規定する助成金額を請求し、これが第 25 条の規定により減ぜられない場合に限り、行使することができる。
- (3) フレキシビリティ加算金は、第 22 条に規定する助成期間全体について請求することができる。

第 54 条 既存施設のためのフレキシビリティ・プレミアム

2014 年 8 月 1 日以降に有効な運転開始の概念規定により 2014 年 7 月 31 日以前に運転を開始したバイオガス発電施設の管理運営者は、第 20 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する譲渡方式による電力の譲渡に加えて、需要に応じた発電を可能とするために行った設備容量の追加増設について、系統運用者に対してプレミアムを請求することができる（フレキシビリティ・プレミアム）。第 1 文に規定する[プレミアムの]額は、附則 3 第 I 号に規定する要件が満たされている場合には、需要に応じて追加増設された設備容量 1 キロワットあたり 1 年につき 130 ユーロとする。フレキシビリティ・プレミアムの額は、附則 3 第 II 号の規定により決定される。

第 6 節 助成の特則（入札）

第 55 条 平地施設の助成金額の入札

- (1) 連邦ネットワーク庁は、第 19 条の規定による平地施設からの電力に対する助成金額又は第 52 条の規定による平地施設の設備容量の用意に対する助成金額を、第 88 条³⁸⁾の規定に基づく法規命令の規定に従い、入札で決めなければならない。連邦ネットワーク庁は、

³⁸⁾ 第 88 条は、連邦政府に対し、平地施設の助成金額の入札の詳細について、法規命令により定める権限を与えている。

第 88 条の規定に基づく法規命令の規定に従い、入札を公告する。

(2) 入札の場合において、助成請求権は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に、行使することができる。

1. 施設管理運営者が、第 88 条の規定に基づく法規命令の規定に従う入札において、落札により与えられた又は割り当てられた助成受給権を有すること。
2. 当該施設が、建設法典第 30 条の規定により決定された地区詳細計画で、太陽光発電施設の設置等を目的として策定又は変更されたものの適用領域に設置されたこと。
3. [施設管理運営者が]施設の運転開始後、第 22 条に規定する助成期間に施設で発電された電力全てを系統に供給し、自家消費しないこと。
4. 第 51 条第 1 項に規定する要件を除き、この法律が定める他の要件及び第 88 条の規定に基づく法規命令が定める要件が満たされていること。

(3) 第 1 項第 2 文に規定する入札の最初の公告後第 7 月目の 1 日以降に運転を開始した平地施設からの電力については、第 51 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する基礎額は、ゼロに引き下げられる。第 1 文に規定する時点より前に運転を開始した平地施設からの電力については、第 1 項及び第 2 項の規定を適用してはならない。

(4) 連邦ネットワーク庁は、第 88 条の規定に基づく法規命令の規定に従い、落札した助成金額を含む入札の結果を公表する。連邦ネットワーク庁は、第 88 条の規定に基づく法規命令の規定に従い、助成金額を含み、第 2 項第 1 号に規定する施設に対して助成受給権が割り当てられた旨を、関係する系統運用者に対して通知する。

第 4 章 調整機構

第 1 節 連邦における調整

第 56 条 送電系統運用者に対する引渡し

系統運用者は、次の各号に掲げるものを遅滞なく上位の送電系統運用者に引き渡さなければならない。

1. 第 19 条第 1 項第 2 号の規定により補償した電力
2. 第 19 条第 1 項の規定により助成を受ける電力全てについて、この電力に「再生可能エネルギー法により助成を受けた再生可能エネルギーによる電力」と表示する権利

第 57 条 系統運用者及び送電系統運用者との間の調整

(1) 上位の送電系統運用者は、系統運用者が第 19 条又は第 52 条の規定により助成した金額を第 3 章の規定に従って立て替えなければならない。

(2)~(5) (略)

第 58 条 送電系統運用者間の調整

(1) 送電系統運用者は、次の各号に掲げる義務を負う。

1. 第 19 条の規定により助成した電力量及びその時間的推移に関する情報の蓄積
2. 第 19 条又は第 52 条の規定による助成金の支払いに関する情報の蓄積
3. 第 1 号に規定する電力量相互の遅滞ない暫定的な調整
4. 第 2 号に規定する支払いについて、適切な額の月賦払い
5. 第 1 号に規定する電力量及び第 2 号に規定する支払いの第 2 項の基準に従った清算第 1 文第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する支払いに関する情報の蓄積及び清算は、第

57条第4項に規定する相殺に基づいて行わなければならない。

(2)～(3) (略)

第59条 送電系統運用者による販売

送電系統運用者は、自らが又は共同して第19条第1項第2号の規定により補償した電力を、調整機構令³⁹⁾の規定を遵守して、差別なく透明性を持って販売しなければならない。

第60条 電力供給事業者の賦課金

(1) 送電系統運用者は、必要な支出から収入を差し引いた額を、最終消費者に電力を供給する電力供給事業者に対して、最終消費者に提供した電力の割合に応じて、調整機構令の規定に従って要求することができる（賦課金）。
[電力需給調整グループの所有者による]異議がない限り、送電系統運用者において管理される電力需給調整グループから物理的な受電設備に引き渡される電力量で、第74条⁴⁰⁾の規定により電力供給事業者が電力需給調整グループごとの報告をしていないものは、当該電力需給調整グループの所有者から最終消費者に供給されたものとみなす。この割合は、全ての電力供給事業者がその最終消費者に提供した電力1キロワット時について同額の費用を負担するという条件で算定する。賦課金の支払いは、適切な額を月賦で行うものとする。

(2)～(4) (略)

第61条 自家消費を行う最終消費者の賦課金

(1) 送電系統運用者は、自家消費を行う最終消費者に対して、第60条第1項に規定する賦課金を、次の各号に掲げる期間に自家消費す

る電力について、当該各号に定める割合で要求することができる。

1. 2014年8月1日から2015年12月31日まで 30%
2. 2016年1月1日から2016年12月31日まで 35%
3. 2017年1月1日以降 40%

第1文に規定する割合は、次の各号のいずれかの場合には、100%に引き上げられる。

1. 発電施設が、第5条第1号に規定する施設でない場合又はエネルギー税法第53a条第1項第3文にいう高効率で、同法第53a条第1項第2文第2号に規定する月間若しくは年間の利用率が70%以上である熱電併給施設でない場合
2. 自家消費者が、第74条に規定する報告を翌年の5月31日までに行わなかった場合

送電系統運用者は、また、電力供給事業者により供給されない電力の他の消費について、最終消費者に対して、第60条第1項に規定する賦課金の100%を要求することができる。この法律の電力供給事業者に係る規定は、第1文から第3文の規定により賦課金を支払う義務を負う最終消費者に対して準用しなければならない。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に規定する自家消費者に対する[送電系統運用者の]請求権は消滅する。

1. 発電施設の附属施設又は関連施設における技術的に発電を行うための電力消費である場合（発電所の電力消費）
2. 自家消費者が直接にも間接にも系統に連系されていない場合
3. 自家消費者が再生可能エネルギーによる

³⁹⁾ Verordnung zur Weiterentwicklung des bundesweiten Ausgleichsmechanismus vom 17. Juli 2009 (BGBl. I S.2101).

⁴⁰⁾ 第74条は、電力供給事業者の送電系統運用者に対する報告義務を定めている。電力供給が電力需給調整グループを通じて行われる場合には、電力需給調整グループごとに供給した電力量を報告しなければならない。

[自家発電]電力のみを消費し、自家発電した電力のうち、自身が消費しないものについて、第3章に規定する助成を請求しない場合

4. 設備容量が10キロワット以下の発電施設において発電する場合において、1年に自家消費する電力のうち10メガワット時以内のものについて。これは、施設の運転開始年とその後20暦年間について適用する。第32条第1項第1文の規定を準用しなければならない。
- (3) 次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、第1項に規定する[送電系統運用者の]請求権は、既存施設についても消滅する。
 1. 最終消費者が、自家発電として発電施設を運営すること。
 2. 最終消費者が、発電した電力を自家消費すること。
 3. 電力が系統により送電されないこと。ただし、電力が発電施設と近接した場所で消費される場合にはこの限りでない。

既存施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

 1. 最終消費者が、2014年7月31日以前に第1文に規定する要件を遵守して運転を開始した発電施設
 2. 2014年1月22日以前に連邦環境汚染防止法の規定により許可され、又は他の連邦の法令の規定により認可され、2014年8月2日以降に最初に発電を行い、かつ、2014年12月31日以前に第1文に規定する要件を遵守して利用された発電施設
 3. 第1号又は第2号に規定する発電施設を同じ場所で更新、拡大又は代替する発電施設。ただし、更新、拡大又は代替による設

備容量の増加が30%を超える場合を除く。

- (4) 2011年8月31日以前に運転を開始した既存施設に対しては、次の各号に掲げる基準で、第3項の規定を適用しなければならない。
 1. 第3項第1文第3号の規定を適用してはならない。
 2. 第3項第2文第3号の規定は、次に掲げるいずれかの場合に限り、適用しなければならない。
 - a) 第3項第1文第3号に規定する要件が満たされている場合
 - b) 第3項に規定する特権を請求する最終消費者が、2010年12月31日以前に発電施設全体を所有しており、当該発電施設が最終消費者の敷地に設置されている場合
- (5) 送電系統運用者は、自家消費者の賦課金の支払義務を検証するために必要な限りにおいて、次の各号に定める者から、当該各号に定めるデータの伝送を受けることができる。
 1. 中央税関 電力税法又は同法に基づいて制定された法規命令の規定により許容される限りにおいて、自家発電者及び自家消費者に関するデータ
 2. 連邦経済・輸出管理庁 熱電併給法第8条第1項⁽⁴¹⁾に規定する自家消費者に関するデータ
 3. 下位の系統運用者 その系統に連系された自家消費者の連絡先及び電力消費を含む自家消費に関する他のデータ送電系統運用者は、第1文第2号及び第3号に規定するデータを、第74条第3文に規定するデータと自動的な照合を行うことができる。第1文の規定により収集したデータは、不正な漏洩がないよう対策を講じた場合に限

(41) 熱電併給法第8条第1項は、熱電併給施設の管理運営者が所轄の官庁及び系統運用者に対して、毎月、一般への電力供給のために系統に供給した電力量及び系統に供給しないで自家消費した電力量を報告する義務を定めている。

り、利用することができる。当該データは、第1文第1号に規定する検証又は第2文に規定する照合の後、遅滞なく消去しなければならない。

- (6) 最終消費者は、送電系統運用者が第1項の規定により賦課金を請求することができる電力を、適切な検針装置を用いて測定しなければならない。
- (7) 最終消費者が自ら発電し、かつ、消費した電力量で、第1項から第6項までに規定するものの測定に際しては、自己消費した電力量を15分単位で集計することができる（同時に）。現在供給量の測定は、電力の発電及び消費が同時となることが技術的に保障されていない場合に限り、必要とする。現在供給量の測定を要求する他の規定は、その適用を妨げない。

第62条 事後的修正（略）

第2節 特別な調整規則

第63条 原則

連邦経済・輸出管理庁は、この法律の目的が損なわれず、かつ、電力消費者全体の利益と調整可能な限りにおいて、申請に基づき、次の各号に掲げる規定により、当該各号に定める電力に係る受電設備ごとの賦課金を、当該各号に定める目的のために軽減する。

1. 第64条 電力費用集約型事業者が消費する電力 事業者の国際競争力の維持と両立する程度の当該事業者による賦課金への協力及び当該事業者の国外流出の阻止

2. 第65条 鉄道会社が消費する電力 鉄道会社の国際競争力の維持

第64条 電力費用集約型事業者

- (1) 附則4に掲げる部門に分類される事業者⁽⁴²⁾については、次の各号に掲げる要件を全て満たすことを当該事業者が証明する限りにおいて、賦課金が軽減される。
1. 前事業年度において、第60条第1項又は第61条の規定により賦課金を支払う義務がある電力量で、附則4に掲げる部門に分類される事業者が結線する受電設備において当該事業者が消費したものが、1ギガワット時を超えた場合
2. [粗付加価値に対する]電力費用の割合が、次の場合
- a) 附則4リスト1に掲げる部門に分類される事業者
- aa) 2015年に16%以上
- bb) 2016年以降17%以上
- b) 附則4リスト2に掲げる部門に分類される事業者 20%以上
3. 事業者が認証されたエネルギーマネジメントシステム又は環境管理監査システムを実施する場合又は前事業年度における電力消費が5ギガワット時未満の事業者については、前事業年度末に適用される環境税還付措置効率システム令第3条⁽⁴³⁾に規定するエネルギー効率改善のための他のシステムを当該事業者が実施する場合
- (2) 附則4に掲げる部門に分類される事業者が、その結線する受電設備において軽減期間内に消費する電力に対する賦課金は、次の各

(42) 附則4には、電力費用集約性及び貿易集約性に鑑みて、100%の賦課金を課すと国際競争力が脅かされる219の業種が掲げられている。Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle, *Merkblatt für stromkostenintensive Unternehmen*, 2014, S.7. <http://www.bafa.de/bafa/de/energie/besondere_ausgleichsregelung_eeg/merkblaetter/merkblatt_stromkostenintensive_unternehmen.pdf>を参照。

(43) 環境税還付措置効率システム令第3条は、中小企業が、エネルギーマネジメントシステム又は環境管理監査システムに代えて実施することができるエネルギー効率改善のためのシステムを定めている。

号に定めるとおり軽減される。

1. 1ギガワット時以下の電力部分については、賦課金は軽減されない（自己留保）。この自己留保分は、軽減年度内に支払われなければならない。
 2. 1ギガワット時を超える電力部分については、第60条第1項の規定により算定された賦課金の15%に軽減される。
 3. 第2号の規定により払わなければならない賦課金は、当該事業者が軽減措置を受ける全ての受電設備を合計し、直近3事業年度の当該事業者の平均の粗付加価値に対して、最大で次の割合まで軽減される。
 - a) 事業者の[粗付加価値に対する]電力費用の割合が20%以上の場合には、0.5%
 - b) 事業者の[粗付加価値に対する]電力費用の割合が20%未満の場合には、4.0%
 4. 第2号及び第3号に規定する軽減措置は、1ギガワット時を超える電力部分について当該事業者が支払わなければならない賦課金が次の額を下回らない限りにおいて行う。
 - a) 附則4第130号、第131号又は第132号の部門に分類される事業者が結線する受電設備においては、1キロワット時につき0.05セント
 - b) その他の受電設備においては、1キロワット時につき0.1セント[この場合において、]第1号に規定する自己留保は、影響を受けない。
- (3) 第1項に規定する要件を満たすこと及び第2項第3号に規定する賦課金軽減の決定の基礎とする粗付加価値（軽減の根拠）は、次のように証明しなければならない。
1. 第1項第1号及び第2号に規定する要件並びに第2項に規定する軽減の根拠は、次のものにより証明しなければならない。

- a) 前事業年度の電力供給契約及び電気料金請求書
 - b) 直近3事業年度における電力供給事業者により供給された電力量又は自家発電し自家消費した電力量及び自家発電し他に送電した電力量
 - c) 商法典の規定により監査を受けた前事業年度の年次決算に基づく公認会計士、公認会計士事務所、宣誓した会計士又は公認会計士事務所の証書。証書には、次の事項が含まれていなければならない。
 - aa) 事業者の事業目的及び事業活動
 - bb) 電力供給事業者により供給された電力量又は自家発電し自家消費した電力量並びに当該電力に対する賦課金の軽減がなければ支払わなければならないであろう賦課金の額
 - cc) 粗付加価値全体の内訳証書については、商法典第319条第2項から第4項まで、第319b条第1項、第320条第2項及び第323条⁽⁴⁴⁾の規定を準用しなければならない。証書には、証書に記載されたデータには、重大な誤記及び事実と異なる記載が確実にない旨を記載しなければならない。粗付加価値の検証における5%までの誤差は、許容する。
 - d) 州の統計局が2008年版の連邦統計局の2008年版の産業分類（原注3）を適用して行う当該事業者の産業分類に関する証明及び連邦経済・輸出管理庁が州の統計局から登録事業者及びその事業所の産業分類の伝達を受けることができることに対する事業者の同意
2. 第1項第3号に規定する要件の証明のためには、有効なDIN EN ISO 50001認証、

(44) 商法典第319条（会計監査人の選任及び排除の理由）、第319b条（会計監査人のネットワーク）、第320条（年次決算書提出義務、情報提供を受ける権利）、第323条（会計監査人の責任）

環境管理監査制度登録機関の環境管理監査制度への登録に関する有効な登録通知若しくは登録延長通知又はエネルギー効率改善のための他のシステムの実施に関する有効な証明。前事業年度末に適用される環境税還付措置効率システム令第4条第1項から第3項まで⁽⁴⁵⁾の規定を準用しなければならない。

- (4) 前年の7月1日以降に新規に会社を設立した事業者は、第3項第1号の規定にかかわらず、設立後1年目には設立以降の期間のデータ、設立後2年目には最初の事業年度のデータ並びに設立後3年目には最初及び2年目の事業年度のデータを伝達することができる。設立後1年目の賦課金軽減の決定は、取消しを留保して行われる。最初の事業年度の終了後、連邦経済・輸出管理庁は、終了した事業年度のデータに基づいて、申請の要件及び軽減の範囲を事後的に審査する。その他については、第3項の規定を準用しなければならない。新規に会社を設立した事業者とは、実質的に新しい企業財産を調達して、初めてその事業を開始したもののみをいい、組織変更によるものであってはならない。新しい企業財産の調達とは、土地及び資本金の他、個々の固定資産又は流動資産の取得、賃借又はリースをいう。異議がない限り、新規設立の時点は、製造のために電力が初めて消費された時点とみなす。
- (5) 第1項から第4項までの規定は、附則4リスト1に掲げる部門に分類される事業者の独立した部門に準用しなければならない。事業者の独立した部門とは、独自の所在地にある

部門又は当該事業者の他の部門と画した所在地にある部門で事業者の重要な機能を有するものであり、当該部門がいつでも法的に独立した事業者としてその業務を行うことができ、その収益の主たる部分を外部の第三者によって得ており、かつ、独自の受電設備を備えるものをいう。事業者の独立した部門においては、商法典の全ての商人に適用される規定を準用して、独自の賃借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。第3文に規定する賃借対照表及び損益計算書は、商法典第317条から第323条⁽⁴⁶⁾までの規定を準用して監査しなければならない。

- (6) この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
1. 受電設備 事業者の自家発電施設を含み、空間的及び物理的に関連した電力関連設備の総体で、事業者の1又は2以上の受電点において系統運用者の系統に連系し、区画された同一構内にあるものをいう。受電設備には、全ての受電点及び自家発電施設において電力量計を備えなければならない。
 2. 粗付加価値 連邦統計庁の部門別統計4、シリーズ4.3、ヴィースバーデン2007（原注4）の定義による事業者の要素費用表示の粗付加価値で、派遣労働者の人件費を減じないものをいう。従前の決定により発生している効果は、粗付加価値の算定に際して考慮しない。
 3. 電力費用集約性 第61条の規定により賦課金を支払う義務がある自家消費電力のための電力費用を含む基準電力費用の、事業者の直近3事業年度の平均の粗付加価値

(45) 環境税還付措置効率システム令第4条は、エネルギーマネジメントシステム、環境管理監査システム又はエネルギー効率改善のための他のシステムの実施の証明の要件を定めている。

(46) 商法典第317条（監査の対象及び範囲）、第318条（会計監査人の任命及び解任）、第319a条（公益事業者における排除の理由）、第321条（監査報告）、第321a条（特別な場合における監査報告の公開）、第322条（確認意見）。前掲注(44)も参照。

に対する割合。基準電力費用は、事業者の直近3事業年度の平均の電力消費量又は第94条⁽⁴⁷⁾第1号の規定に基づく法規命令の規定に従って計算した標準電力消費量に、第94条第2号の規定に基づく法規命令の規定を基礎にした電力消費量が類似の事業者の平均電力料金を乗じて求める。従前の決定により発生している効果は、電力費用集約性の算定に際して考慮しない。

- (7) 事業者を附則4に掲げる部門に分類する際には、前事業年度末の時点を基準とする。

第65条 鉄道会社

- (1) 鉄道会社については、前事業年度において、回生電力⁽⁴⁸⁾の戻し分を除き、受電設備における消費電力量が鉄道交通における輸送業務のために直接使用され、かつ、当該電力量が2ギガワット時以上であったことを鉄道会社が証明する限りにおいて、賦課金が軽減される。
- (2) 鉄道会社については、回生電力の戻し分を除き、受電設備において鉄道交通における輸送業務のために直接使用された消費電力量全体に対する賦課金は、第60条第1項の規定により算定されたと賦課金の20%に軽減される。
- (3) 第1項及び第2項に規定する受電設備とは、事業者が行う鉄道交通における輸送業務のために電力を消費する設備の総体をいう。第64条第3項第1号aからcまで及び第4項の規定を準用しなければならない。異議がない限り、新規設立の時点は、輸送業務のために電力が初めて消費された時点とみなす。

第66条 申請及び決定の効果

- (1) 第64条第3項第1号c及び第2号に規定

する証明を含み、第64条の規定と関連した第63条に規定する申請は、適用を受けようとする年の前年の6月30日までに行わなければならない(実体的除斥期間)。第1文の規定は、第64条第3項第1号cに規定する証明を含み、第65条の規定と関連した第63条に規定する申請に準用しなければならない。第1文及び第2文に規定する申請においては、第64条又は第65条に掲げる書類を添付しなければならない。

- (2)~(5) (略)

第67条~第69条 (略)

第5章 透明性 (略)

第6章 権利保護及び官庁の手続 (略)

第7章 命令への授権、報告及び経過規定

第1節 命令への授権 (略)

第2節 報告

第97条 実績報告

連邦政府は、この法律を評価し、連邦議会に対して2018年12月31日までに及びその後4年ごとに実績報告書を提出する。連邦ネットワーク庁、連邦経済・輸出管理庁及び連邦環境庁は、実績報告書の作成のために、連邦政府を支援する。

第98条 モニタリング報告

- (1) 連邦政府は、連邦議会に対して2014年12

⁽⁴⁷⁾ 第94条は、連邦経済・エネルギー省に対し、特別な調整規則の詳細について、法規命令により定める権限を与えている。

⁽⁴⁸⁾ 回生電力とは、ブレーキの際に発生するエネルギーで、鉄道の電力系統に再度戻されるものをいう。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/1304, S.157.

月31日までに及びその後毎年、次の各号に定める事項を報告する。

1. 再生可能エネルギーの増強の状況及び第1条第2項に規定する目標の達成
 2. 第2条に規定する原則の達成
 3. 再生可能エネルギーによる電力の直接販売の状況
 4. 第61条に規定する自家発電の推移
 5. 第1号から第4号に規定する事項から判明する課題
- (2) 連邦政府は、第31条第6項第1文に規定する目標の達成前の適時に、従前の規定の改正案を提示する。
- (3) 連邦政府は、2017年までに第61条第3項及び第4項の規定を検証し、適時に、従前の規定の改正案を提示する。

第99条 入札報告書

連邦政府は、連邦議会に対して2016年6月30日までに、特に第55条に規定する入札の経験に関する報告書を提出する。この報告書は、次の各号に掲げる事項に関する勧告を含む。

1. 第2条第5項第1文の規定に鑑みた助成金額の入札による決定

2. 第1条第2項に規定する目標の達成のために入札しなければならない電力量又は設備容量

第3節 経過規定（略）

附則1～4（略）

（原注1）公式参考文献。ボイス出版社（郵便番号10772、ベルリン）で入手可能。ドイツ国立図書館の蔵書として保管。

（原注2）公式参考文献。連邦海運水路庁（郵便番号20359、ハンブルク市）で入手可能。

（原注3）公式参考文献。連邦統計庁（郵便番号65189、ヴィースバーデン市、グスタフ・シュトレスマン・リング11）で入手可能。インターネット www.destatis.de でアクセス可能。

（原注4）公式参考文献。連邦統計庁（郵便番号65189、ヴィースバーデン市、グスタフ・シュトレスマン・リング11）で入手可能。インターネット www.destatis.de でアクセス可能。

（わたなべ ふくこ）